

監査結果公表第29-5号

包括外部監査結果に基づく措置の通知の公表について

次のとおり包括外部監査の結果に基づく措置の通知がありましたので、地方自治法第252条の38第6項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成29年8月30日

八尾市監査委員	田中清
同	八百康子
同	小湊雅子
同	谷沢千賀子
同	大星なるみ

記

1 措置の通知

平成19年度から平成28年度までの各年度包括外部監査結果に基づく措置の通知
平成29年8月29日付け 政行第46号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号
八尾市監査事務局
電話番号 072-924-3896 (直通)

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧
できます。

八尾市監査委員 田 中 清 様
八尾市監査委員 八 百 康 子 様
八尾市監査委員 小 湊 雅 子 様
八尾市監査委員 谷 沢 千 賀 子 様
八尾市監査委員 大 星 なるみ 様

八尾市長 田中 誠太

包括外部監査の結果に基づき講じた措置等について（通知）

地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、下記の事項に関し、本年 7 月 20 日までに講じた措置等について別紙のとおり通知します。

記

○平成 19 年度包括外部監査について

人件費にかかる財務事務について

○平成 22 年度包括外部監査について

歳入の執行事務について

○平成 23 年度包括外部監査について

教育行政における取組み等について

○平成 24 年度包括外部監査について

水道事業の財務に関する事務及び経営に関する事業の管理について

○平成 25 年度包括外部監査について

公共資産（インフラ資産）の整備及び管理に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について

○平成 26 年度包括外部監査について

生活保護事業に関する事務の執行について

○平成 27 年度包括外部監査について

市単費事業に関する事務の執行について

○平成 28 年度包括外部監査について

外郭団体の財務に関する事務の執行及び当該外郭団体の出納その他の事務の執行について

※なお、平成 14 年度包括外部監査「出資法人（4 法人）の財務事務及び八尾市の 4 出資法人に対する出資金、委託料及び財政援助に関する財務事務について」、平成 15 年度包括外部監査「補助金の財務事務の執行について」、平成 16 年度包括外部監査「八尾市公共下水道事業及びその他の下水処理に関連する事業について」、平成 17 年度包括外部監査「「公の施設」の管理運営について」、平成 18 年度包括外部監査「八尾市立病院事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について」、平成 20 年度包括外部監査「国民健康保険事業及び介護保険事業について」及び平成 21 年度包括外部監査「委託契約及び工事請負契約の事務の執行について」は、全ての結果・意見に対して対応済みとなっております。

包括外部監査における改善措置等の状況(平成29年7月20日現在) 【参考】

年度	監査の内容	結果意見の件数		平成29年1月20日 までの 取り組み済み件数	今回取り組み済みとなった項目			次回以降要対応件数
					取り組み済み件数	うち「措置済み」件数	うち「市の判断により対応」 件数	
14	出資法人(4法人)の財務事務及び八尾市の4出資法人に対する出資金、委託料及び財政援助に関する財務事務について	結果	22	22	—	—	—	0
		意見	53	53	—	—	—	0
15	補助金の財務事務の執行について	結果	9	9	—	—	—	0
		意見	246	246	—	—	—	0
16	八尾市公共下水道事業及びその他の下水処理に関連する事業について	結果	0	—	—	—	—	0
		意見	30	30	—	—	—	0
17	「公の施設」の管理運営について	結果	4	4	—	—	—	0
		意見	50	50	—	—	—	0
18	八尾市立病院事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について	結果	10	10	—	—	—	0
		意見	62	62	—	—	—	0
19	人件費にかかる財務事務について	結果	4	4	—	—	—	0
		意見	33	28	1	1	0	4
20	国民健康保険事業及び介護保険事業について	結果	3	3	—	—	—	0
		意見	19	19	—	—	—	0
21	委託契約及び工事請負契約の事務の執行について	結果	10	10	—	—	—	0
		意見	44	44	—	—	—	0
22	歳入の執行事務について	結果	5	5	—	—	—	0
		意見	25	24	0	0	0	1
23	教育行政における取組み等について	結果	2	2	—	—	—	0
		意見	18	16	0	0	0	2
24	水道事業の財務に関する事務及び経営に関する事業の管理について	結果	2	2	—	—	—	0
		意見	8	7	1	1	0	0
25	公共資産(インフラ資産)の整備及び管理に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について	結果	1	1	—	—	—	0
		意見	9	7	1	1	0	1
26	生活保護事業に関する事務の執行について	結果	7	7	—	—	—	0
		意見	22	21	0	0	0	1
27	市単費事業に関する事務の執行について	結果	4	4	—	—	—	0
		意見	67	28	23	21	2	16
28	外郭団体の財務に関する事務の執行及び当該外郭団体の出納その他の事務の執行について	結果	26	0	19	19	0	7
		意見	94	0	44	42	2	50
合計		結果	109	83	19	19	0	7
		意見	780	635	70	66	4	75

※網掛け分は、結果・意見への措置等が完了したものの

1. 平成29年7月20日現在で改善措置等を講じた事項

【平成19年度】 人件費にかかる財務事務について

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

3. 手当

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H29.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	人事課 行政改革課	(4)超過勤務手当	<p>(市長部局等)</p> <p>平成18年度の所属別超過勤務時間(年間平均)が多い所属について、各所属内で超過勤務時間にばらつきが生じている理由及び特定の職員の超過勤務時間が他の職員と比較して著しく多い理由等を聴取した。</p> <p>その結果、前者については所属内における担当業務の内容により超過勤務に差が生じていること、後者については部総務担当としての業務にも従事している等、部内の間接部門としての役割も担っていることが判明した。</p> <p>また、超過勤務時間の多い職員の上位30名をリストアップし、それらを所属別に集計し、平均超過勤務時間を算定した結果は以下のとおりであり、所属ごとに算出した一人当たり超過勤務時間と上位者のそれを比較すると大きく乖離しており、特定の職員に超過勤務の傾向があると考えられる。</p> <p>「担当制」を導入して所属内の業務の効率化を図っているが、各所属の業務の性質上、特定の職員に業務が偏ってしまうことはやむを得ないと考える。しかし、それを理由に特定の職員に超過勤務時間が多いことを正当化すべきではない。業務内容や業務量等を精査した上で必要な職員配置を検討することとあわせて、超過勤務となる原因を分析し、その際、定型的な業務を整理し、マニュアル化するなど、定型的な業務の効率化を図れるよう検討すべきである。</p> <p>また、部内の総務担当を兼務している職員については、総務担当としての業務内容の現状分析を行い、各部の共通する業務については一元化できる余地がないかどうかを検討するなど、可能な限り業務が重複しないよう工夫すべきである。</p>	<p>H29.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>平成28年度の組織機構改革において、第5次総合計画後期基本計画期間において計画内容を着実に推進するとともに効率性の向上を図ること等を基本とし、係体制の見直し等を行いました。</p> <p>業務内容や業務量等を精査した上での、必要な職員配置については、国における検討の動向も注視してまいりましたが、技術的に困難であるため、この間、超過勤務の縮減及び平準化の観点から、定型的な業務や課内業務の質・量の平準化・効率化を図るための取り組みとして、業務改善運動を行う中でマニュアル化の取り組みの奨励、時差出勤制度の全庁的試行実施、水曜日ノー残業デーの徹底、ロー残業マンス(19時退庁月間)の実施及びゆう活(翌朝始業前超勤の推奨)など様々な取り組みを進めてまいりました。</p> <p>そういった中、平成28年度においては、部局ごとに平成26年度比20%縮減を目標とし、部局内の各所属単位で「超過勤務縮減計画」を策定し、その達成状況について毎月の部長会で共有するとともに、平成28年8月に策定した「八尾市行財政改革行動計画」において「超過勤務の縮減」を取り組み項目として掲げ、超過勤務の縮減に向けた全庁的な取り組みを進めているところです。</p>	<p>H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>平成28年度の組織機構改革において、第5次総合計画後期基本計画期間において計画内容を着実に推進するとともに効率性の向上を図ること等を基本とし、担当制等、係体制の見直し等を行いました。</p> <p>業務内容や業務量等を精査した上での、必要な職員配置については、国における検討の動向も注視してまいりましたが、技術的に困難であり、また、部総務担当業務については、部局間における業務内容の差異や、庁内分権の観点から部局内の調整機能を保有する必要があることから、一元化は困難であるため、この間、超過勤務の縮減及び平準化の観点から、定型的な業務や課内業務の質・量の平準化・効率化を図るための取り組みとして、業務改善運動を行う中でマニュアル化の取り組みの奨励、時差出勤制度の全庁的試行実施、水曜日ノー残業デーの徹底、ロー残業マンス(19時退庁月間)の実施及びゆう活(翌朝始業前超勤の推奨)など様々な取り組みを進めてまいりました。</p> <p>そういった中、平成28年度においては、部局ごとに平成26年度比20%縮減を目標とし、部局内の各所属単位で「超過勤務縮減計画」を策定し、また、平成28年8月に策定した「八尾市行財政改革行動計画」において「超過勤務の縮減」を取り組み項目として掲げ、業務の仕方の見直しや平準化、事業の統合、適正な割り振り、繁忙期における庁内応援等、超過勤務の縮減に向けた全庁的な取り組みを進めたところ、目標値を上回る結果となりました。今後も超過勤務の偏在の是正や縮減等を進めるにあたり、効果のあった取り組みの共有や構築した仕組みを活用し、さらなる業務の効率化を進めてまいります。</p> <p>(措置済み)</p>

【平成24年度】水道事業の財務に関する事務及び経営に関する事業の管理について
 (意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

5. 経営管理体制の確立について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H29.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	お客さまサービス課 工事管理課	滞納債権の発生原因別の管理について	市水道局では、滞納債権を発生原因別に分類できるような管理をしていない。 滞納債権の有効な管理方法である、発生原因別の管理を行うことを検討すべきである。	引き続き、滞納整理の現場においては、個々の事案ごとではあるが、必要に応じて滞納者の生活状況等を聴取するなどして、滞納の発生原因の把握に努めております。 平成29年度から導入する新水道料金システムにおいては、滞納債権の発生原因別分類を可能としております。現在、稼働に向けたテスト作業等を行っています。	平成29年5月より新水道料金システムが稼働し、滞納債権の発生原因別分類が可能となりました。滞納債権の発生原因を順次入力しており、今後、当該分類を活用することで、より効率的・効果的な滞納債権の徴収を行ってまいります。 また、滞納整理の現場においては、引き続き滞納者の生活状況等の聴取等を行い、滞納の発生原因の把握に努めてまいります。 (措置済み)

【平成25年度】公共資産(インフラ資産)の整備及び管理に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について
 (意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

1. 道路、橋梁及び水路・河川について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H29.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	都市基盤整備課	ダウンサイジングに係る財政効果の試算	市では、都市計画道路について、将来の人口減少や社会情勢に適合するような見直しを、継続的に行っているところであるが、幅員については、見直しの決定にまでは至っていない。例えば「弥刀上ノ島線」の計画幅員は最大 25mと広い状況である。 人口減少が見込まれる現状において、将来の交通量予測が計画時よりも少なくなっている場合には、路線の建設が必要であっても、その幅員を減少させるかどうか(計画変更)の検討は必要である。	現在まで、選定路線の将来交通量の推計や法令に基づき、車線数や幅員構成を検討し、警察署や道路管理者等の関係機関と協議を行いました。今後は、平成29年2月10日の八尾市都市計画審議会での審議を経て、幅員縮小等の都市計画変更を行うこととしております。 その他の都市計画道路についても、事業検討段階においては、幅員縮小等に伴うコスト縮減による財政効果を発現できるよう努めてまいります。	八尾市都市計画審議会の審議を経て、「JR八尾駅前線」について幅員縮小等の都市計画変更を行いました。今後は変更後の計画に基づき同路線の整備を進めていくとともに、その他の都市計画道路についても、事業検討段階において、今回のケースを踏まえ、幅員縮小等に伴うコスト縮減が可能か適宜検討を進めてまいります。 (措置済み)

【平成27年度】市単費事業に関する事務の執行について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

1. 事務事業の評価の仕組み

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H29.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	政策推進課	活動指標の計画値の見直しについて	各年度の事務事業評価については単年度の計画値と実績値の比較によって「有効性」の観点から評価されているが、某年度に数年後の長期的な計画値を超えてしまった場合にもその後の計画値が見直されておらず、その年度以降の計画値が評価指標基準として意味を持たなくなっている事業が認められた。	平成 28 年 7 月に実施した「実施計画策定等に関する説明会」の資料であるマニュアルに、指標の達成状況から、適宜計画値の見直し等を進め、施策内優先順位や人的資源配分の提案に役立てることを示し、必要なものについて計画値	平成 28 年 7 月に実施した「実施計画策定等に関する説明会」の資料であるマニュアルに、指標の達成状況から、適宜計画値の見直し等を進め、施策内優先順位や人的資源配分の提案に役立てることを示し、必要なものについて計画値

		各年度の事務事業評価を有意義なものにするためにも、適時に計画値を見直すとともに、各事業の優先順位付けや人的資源の配分の検討に役立てるべきである。	の見直しを行い、第7期実施計画において反映することとしております。	の見直しを行い、第7期実施計画において反映いたしました。 今後も適時に計画値の見直しを行うことで、より適切な事務事業評価を行ってまいります。 (措置済み)
--	--	--	-----------------------------------	--

2. 市単費事業

(5) 市民活動支援事業

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H29.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
2	市民ふれあい課	事務事業の評価指標の見直しについて	事務事業の評価指標として事業開始当初より「登録団体数」を利用しているが、市民活動団体の登録が進んだことで、当初のように「登録団体数」が増加しない現状において、「登録団体数」の増加が当該事務事業の活動状況や効果を適切に表しているとはいえない。事務事業の必要性を適切に評価するため、事務事業の評価指標についてセンターへの相談件数や市と市民団体等との協働事業数といった当該事務事業の活動状況や効果を表す指標への見直しを検討するべきである。	第7期実施計画において「市民活動団体と協働した行政の事業数」を新たな指標として追加することとしております。	第7期実施計画において「市民活動団体と協働した行政の事業数」を新たな指標として追加しました。 今後とも引き続き事務事業の必要性等をより適切に評価し、効果的な事業実施等につなげてまいります。 (措置済み)

(6) 高齢者ふれあい入浴事業

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H29.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
3	高齢介護課	効果のモニタリングの実施について(ふれあい入浴事業及びふれあいの湯交流事業)	高齢者のふれあいに関する事業は当該事業の他にも様々な事業があるが、高齢者に対して入浴時にふれあいの場を提供することが、どのような効果をもたらすかは不明瞭である。現在、市はいずれの事業においても浴場組合から実績報告書を入手しているものの、事業の効果については浴場組合からのヒアリングのみ行っているということであり、その内容を特に取りまとめたものもない。本当に効果があるかどうかについては、浴場組合に利用者のアンケートを取らせる等をすべきである。また、その効果をモニタリングし、今後の事業の方向性に活かすべきである。	現在、八尾浴場組合へのヒアリングやふれあい入浴利用者に対するアンケート調査を実施しているところ。今後は、アンケート調査の結果を踏まえ、事業の効果について検証を行うとともに、その方向性について検討してまいります。	八尾浴場組合がふれあい入浴利用者に対するアンケートを行った結果、本事業の利用により、外出頻度や人とのつながりの増加、健康増進等の複数の効果を確認することができました。今後も、適時にモニタリングを行うことで市民ニーズを把握し、事業の方向性に活かすよう努めてまいります。 (措置済み)

(7) 老人健康マッサージ事業

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H29.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
4	高齢介護課	利用者へのアンケートの活用について	担当所属の当該業務に対する住民ニーズの把握については、八尾視覚障がい者福祉協会へのヒアリングにとどまり、協会も利用者の声についてアンケートはとっていないため、市民ニーズの把握ができていないがたい。市は協会に利用者のアンケートを取ってもらい、それをモニタリングする等して住民ニーズを把握し、業務の継続性判断に資する情報を入手すべきである。	現在、老人健康マッサージ利用者に対するアンケート調査を実施しているところ。アンケート調査の結果を踏まえ、市民ニーズの把握を行うとともに、今後の事業の方向性について、八尾視覚障がい者福祉協会との協議を進めてまいります。	八尾視覚障がい者福祉協会が老人健康マッサージ利用者に対するアンケートを行った結果、健康増進に効果的であるとの結果が得られました。今後も、適時にモニタリングを行うことで市民ニーズを把握し、業務の継続性判断に資する情報を入手するよう努めてまいります。 (措置済み)
5	高齢介護課	受診制限の設定と事業の周知につ	現在は予約状況が満員となることはなく、施術を受けたくても受けられない高齢者はいないとのことであ	平成 28 年度に実施した老人健康マッサージ利用者に対するアンケート調査の結果等を検証	八尾視覚障がい者福祉協会が老人健康マッサージ利用者に対するアンケートを行った結果、

		いて	るが、少数の高齢者で多くの枠が埋まっており、特定個人へのサービスとならないためにも、受診制限について検討すべきである。また、高齢者がよく利用する施設等に当該事業のポスターを貼る等して、できるだけ多くの高齢者に周知することにより、当該制度を知らない高齢者をできるだけ減らす努力をし、機会の平等性を担保すべきである。	し、受診回数の上限設定について検討を行うこととします。また、より多くの市民が制度を知り得るようチラシなどを活用した啓発を行ってまいります。	1月あたりの利用回数は1回と2回が同数で最も多い結果となったことを踏まえ、平成29年度から受診回数の制限を設け、1月あたり2回を上限とすることとしました。また、市民への周知に関しては、チラシの回覧などによる啓発を行っているところですが、今後も、できる限り多くの高齢者に広く認知されるよう啓発を行ってまいります。 (措置済み)
--	--	----	--	---	--

(11)「ものづくりのまち・八尾」ブランド化推進事業

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H29.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
6	産業政策課	事務事業の評価指標の追加設定について	活動指標として「八尾ものづくりネット年間アクセス数」が採用されている。これはものづくり企業の魅力を発信するコンテンツ(ホームページ)の充実を測る活動についての指標である。一方、当該事業では展示会への出展等により、「ものづくりのまち・八尾」のブランド化を推進しているが、展示会活動に対する指標は設定されていない。 展示会への参加企業のアンケート調査結果を生かし、引き合い件数や参加企業の満足度割合等の成果指標(アウトカム指標)を設定し、事業評価を行うことを検討すべきである。	H29.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針 機械要素技術展の参加企業(出展者)に対するアンケート調査において、満足度割合に関する項目である「展示会の出展の成果」を第7期実施計画の事務事業の成果指標(アウトカム指標)として追加設定することとしております。	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針 機械要素技術展の参加企業(出展者)に対するアンケート調査における、満足度割合に関する項目である「大規模展示会共同出展の成果」についての満足度を第7期実施計画の事務事業の成果指標(アウトカム指標)として追加設定いたしました。 今後とも引き続き事務事業の有効性等をより適切に評価し、効果的な事業実施につなげてまいります。 (措置済み)

(12) 路上喫煙対策事業

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H29.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
7	環境保全課	路上喫煙啓発指導員の活動時間について	当該事業の一つに路上喫煙啓発指導員による指導業務があり、この指導状況については指導員より日報報告されている。しかし、当該指導員の活動時間は平日の午前7時15分～11時及び午前11時45分～午後1時45分に限定されており、指導、啓発活動の有効性及び効率性の観点から、夕方や夜の時間帯にも指導を実施することを検討すべきである。	H29.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針 現在の指導員は、今年度末で任期満了となることから、4月以降の人員募集に際しては、時差勤務を必須事項と明示した上で、夜間時間帯における指導業務を確実に実施できる体制構築のための準備を進めております。	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針 平成29年7月より1週間のうち2日間、夕方から夜の時間帯(午後5時～8時)における指導、啓発活動を実施しており、今後も引き続き、4半期に一度の割合で継続的に実施することとしました。 (措置済み)

(13) 有価物集団回収推進事業

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H29.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
8	資源循環課	事務事業の評価指標の追加設定について	活動指標として「年間回収量」を設定しているが、例えば、最近のデータモバイルの普及により紙媒体での新聞等発行部数全体が減少している状況等、市の活動以外の外部環境要因によって当該指標は左右される。 したがって、外部環境要因による指標増減について当該影響分を調整し、調整後指標をもって評価すべきである。 さらに、成果指標(アウトカム指標)として「可燃ごみ中に含まれる古紙類等の排出量」や「奨励金制度の周知度」等を追加指標とし、当該事業を評価するこ	H29.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針 活動指標として設定している「年間回収量」については、組成分析調査の結果や、外部環境要因を考慮した指標の設定に向け、引き続き検討を進めております。 成果指標(アウトカム指標)についても、第7期実施計画における、当該事業を適切に評価するための追加指標について、引き続き検討を進めております。	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針 活動指標として設定している「年間回収量」については、組成分析調査の結果や、外部環境要因を考慮した指標の設定に向け、関係機関と検討を進めてまいりましたが、外部環境要因による影響分を調整した指標を算出することが困難であると判断いたしました。 (監査の意見に対し、検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定) 成果指標(アウトカム指標)については、第7期実施計画において、有価物集団回収の推進効果を表す指標として「組成分析調査における

			とを検討すべきである。		可燃ごみ中に含まれる古紙類の割合」を追加で設定いたしました。 今後とも引き続き事務事業の有効性等をより適切に評価し、効果的な事業実施につなげてまいります。 (措置済み)
--	--	--	-------------	--	---

(15)し尿収集体制の整備

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H29.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
9	環境施設課	事務事業の評価指標の追加設定について	活動指標として「し尿汲み取り世帯数」を採用している。これは下水道事業及び水洗化事業とともに、し尿汲み取り世帯数の減少をもって市民が清潔で快適な生活環境が享受できるとした指標である。しかし、当該事業単独の目標は安定したし尿収集体制の整備であり、この目的からするとこの指標のみでは直接的関係性が薄いと考えられる。したがって、当該事業活動を単独で評価できる例えば、し尿汲み取り割合や委託料削減率等の活動指標を設定し、この指標によって事務事業評価をすべきである。	事務事業の評価指標については、安定したし尿収集体制の整備について適切に評価できるよう、第7期実施計画において評価指標として、し尿汲み取り割合を追加設定することとしております。	事務事業の評価指標については、安定したし尿収集体制の整備について適切に評価できるよう、第7期実施計画において評価指標として、し尿汲み取り割合を追加いたしました。 今後とも引き続き事務事業の有効性等をより適切に評価し、効果的な事業実施につなげてまいります。 (措置済み)

(16)放置自転車対策事業

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H29.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
10	交通対策課	活動指標の計画値の見直しについて	活動指標として設定している「自転車等放置禁止区域内の放置自転車等の台数」は計画値より実績値が少ないことが計画を達成することになる。 当該指標について、平成 26 年度の計画値を 950 台としている一方、平成 24 年度及び 25 年度の実績値は 700 台以下となっており、計画値が達成しやすい方向に設定されている。平成 26 年度の計画値 950 台は、過年度実績に照らして合理的とはいえない。計画値を早期に達成した場合、年度毎の評価の有効性に資するため、計画値を適時に見直すべきである。	平成 29 年 7 月 1 日以降撤去分より、移動保管料を改定(自転車 1,500 円を 2,500 円、原動機付自転車 2,000 円を 4,000 円)いたしました。これに伴い、第7期実施計画の策定において、放置台数の見込み数を勘案し、計画値を 500 台に改めることとしております。	第7期実施計画において、活動指標である「自転車等放置禁止区域内の放置自転車台数」について、現状及び移動保管料の改定等を考慮し、計画値を 500 台に改めました。 今後は、本計画値の達成に向け、取り組みを進めてまいります。 (措置済み)

(17)交通安全施設等設置事業

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H29.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
11	土木管理事務所	道路の安全利用割合の成果指標(アウトカム指標)としての活用について	事務事業の実施の効果を検証するためには市民意識調査の調査項目である「道路が安全に利用できるよう整備が進んでいる」と考える者の割合を、成果指標(アウトカム指標)として設定することが有用である。例えば当該市民意識調査では、回答者の居住している小学校区も調査項目となっているため、その実施結果データを参考にする等、当該事業を実施した地域の道路が安全に利用できるよう整備が進んでいると考えている者の割合を把握し、経年比較することにより成果指標(アウトカム指標)として活用するこ	第7期実施計画の策定において、その他のより適切な指標の活用も含めた検討を行った結果、事務事業の実施の効果を検証するため、市民意識調査の調査項目である「道路が安全に利用できるよう整備が進んでいる」と考える者の割合が適切であると判断し、成果指標(アウトカム指標)として活用することとしております。	第7期実施計画において、事務事業の実施の効果を検証するため、市民意識調査の調査項目である「道路が安全に利用できるよう整備が進んでいる」と考える者の割合が適切であると判断し、「道路が安全に利用できると思う市民の割合」を成果指標(アウトカム指標)として活用いたしました。 今後とも引き続き事務事業の有効性等をより適切に評価し、効果的な事業実施につなげてま

			とを検討されたい。		います。 (措置済み)
--	--	--	-----------	--	----------------

(19) 水洗化促進事業【一般会計分】

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H29.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
12	下水道管理課	水洗化を促進するための制度の見直しについて	<p>市は、水洗化を促進するための制度の一つとして、水洗便所の改造工事費を一時に負担することが経済的に困難な者の水洗化を促進するため、供用開始後3年以内に限り、1件 40 万円を上限に金融機関からの融資を斡旋し、利子補給を行っている。当該制度により融資を受けた場合の返済期間は 36 ヶ月とされている。</p> <p>しかしながら、当該制度による過去3年間の融資斡旋件数は平成 24 年度 12 件、平成 25 年度 12 件、平成 26 年度 7 件に留まっている。これは、返済期間が 36 ヶ月とされているため、制度を利用した場合の毎月の返済額が経済的に負担となっていることが一つの要因として考えられるため、金融機関とも協議のうえ、返済期間の伸長により毎月の返済額を軽減すること等、当該制度の見直しを検討されたい。</p>	<p>H29.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>水洗化を促進するための制度の一つである「水洗便所の改造資金に対する融資あっせん(利子補給)制度」について、経済的に困難な者に対する水洗化を促進するため、返済期間を 60 ヶ月に伸長することに対して金融機関の合意を得られましたので、平成 29 年度からの制度変更に向けて、手続きを進めております。</p>	<p>H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>「水洗便所の改造資金に対する融資あっせん(利子補給)制度」について、経済的に困難な者に対する水洗化を促進するため、八尾市水洗便所改造資金助成規則の一部改正を行い、平成 29 年 4 月融資実行分から、返済期間を 60 ヶ月に伸長するとともに、市政だより等での広報も実施しました。</p> <p>(措置済み)</p>

(20) 予防広報推進事業

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H29.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
13	予防課	活動指標「住宅用火災警報器の設置率」の計画値の見直しについて	<p>活動指標として設定した「住宅用火災警報器の設置率」については、平成 24・25 年度において 80%を超える実績がある一方で、平成 26 年度の計画値を 70%と低く設定している。この計画値は、消防法の改正により、住宅に対する火災警報器の設置が義務付けられ、設置率が急増する以前に設定された計画値に基づいている。このように明らかに計画との乖離が出てきたものについては、年度毎の評価の有効性に資するため、適時に見直しすべきである。</p>	<p>H29.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>他市の設置状況も踏まえ、第7期実施計画における適切な計画値の設定に向けた見直しを行い、平成 27 年度の大阪府下の市町村のうち、住宅用火災警報器の設置率が最も高かった値を計画値とすることとしております。</p>	<p>H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>他市の設置状況も踏まえ、第7期実施計画における適切な計画値の設定に向けた見直しを行い、平成 27 年度の大阪府下の市町村のうち、住宅用火災警報器の設置率が最も高かった値を計画値といたしました。</p> <p>今後は、実績値との乖離が出てきたものについては、適時に計画値を見直すことといたします。</p> <p>(措置済み)</p>
14	予防課	活動指標「火災予防啓発活動実施数」について	<p>活動指標として設定されている火災予防啓発活動実施数にはラジオ放送や音楽隊派遣、防火啓発の展示会等、性質の異なる様々な啓発活動が混在している。当年度と過年度の活動実施数の内訳が異なる場合、適切な比較を行うことができない。そのため、より代表的な活動指標を検討すべきと考えられる。</p>	<p>H29.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>第7期実施計画における比較可能な代表的な活動指標として、FM ちゃおの 119 番だよりでの火災予防啓発活動の実施回数を計画値とすることとしております。</p>	<p>H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>第7期実施計画における比較可能な代表的な活動指標として、FM ちゃおの 119 番だよりでの火災予防啓発活動の実施回数を計画値といたしました。</p> <p>今後とも引き続き当該年度と過年度の実施回数との適切な比較を行うことで、事務事業の有効性等をより適切に評価し、効果的な事業実施につなげてまいります。</p> <p>(措置済み)</p>

(21) 自主防災組織活動支援事業

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H29.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
15	消防署	事務事業の評価指標の追加設定について	平成 26 年度の活動指標として設定している「自主防災組織の訓練実施率」、「訓練参加人員」、「訓練実施回数」については、指標として有効に機能していると考えられるが、さらなる事務事業評価指標の充実により、事業の実施状況の把握を的確に行うため、訓練実施以外での評価指標の設定を行うべきである。例えば、事業の目的として地域防災リーダーの育成を掲げていることから、地域防災リーダー育成者が評価指標として考えられる。	地域防災リーダー育成者数指標については、第7期実施計画策定時に他市消防本部の同指標に係る調査結果等を踏まえ評価指標として追加設定することとしております。	第7期実施計画策定時において、地域防災リーダー育成者数を活動指標として、追加設定いたしました。 今後とも引き続き事業の実施状況の把握を的確に行うことで、事務事業の有効性等をより適切に評価し、効果的な事業実施につなげてまいります。 (措置済み)
16	消防署	フルコストの直接人件費の内容について	当該事業のフルコストの直接人件費について、実際の業務実態と計算根拠が整合せず、直接人件費が実際より過大に計算されている。フルコストの重要性を認識し適切なフルコストを算出するために、他の業務との従事割合も考慮し、業務実態と整合した数値の入力の徹底が必要である。	当該事業のフルコストの直接人件費については、これまで事務事業としての位置づけをしていなかった警防業務(災害対応業務)にかかる人件費の一部を充当していたため、実際より過大に計算されておりましたが、第7期実施計画策定時に、警備・救助業務の内容に警防業務(災害対応業務)を加え、他の業務との従事割合を考慮したうえで再計算を行い、業務実態と整合した数値を算出することとしております。	第7期実施計画策定時に、警備・救助業務の内容に警防業務(災害対応業務)を加え、他の業務との従事割合を考慮したうえで、再計算を行い、業務実態と整合した数値を算出いたしました。 (措置済み)

(22) 学校園安全対策推進事業

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H29.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
17	教育政策課	業務実態に合致した評価指標の設定について	学校園安全対策事業では、「機械警備及び巡回」の実施学校園数を活動指標としているが、「機械警備及び巡回」にかかる予算は、学校施設管理運営業務で支出しているものであり、当該事業で支出されているものではない。 平成 26 年度においては実施率 100%となっているが、これは学校施設管理運営業務の実施努力で達成された数値であり、当該事業の実施努力とは無関係である。そのため「機械警備及び巡回」は学校施設管理運営業務の評価指標とするのが望ましく、当該事業の評価指標とはなりえない。別途、新たな評価指標を設定することを検討すべきである。 また、当該事業の目的に「機械警備及び巡回」の実施が記載されているが、実際には他事業で実施しているものを当該事業で実施しているような記載をすべきではない。	第7期実施計画の策定において、適切な評価指標の設定を検討し、「機械警備及び巡回」を指標から削除した上で、「安全対策員配置率」を設定することとしております。 また、当該事業の目的の記載内容を見直し、「機械警備及び巡回」の記載を削除することとしております。	第7期実施計画の策定において、「機械警備及び巡回」を指標から削除した上で、新たに「安全対策員配置率」を設定いたしました。 今後とも引き続き事務事業の有効性等をより適切に評価し、効果的な事業実施につなげてまいります。 また、当該事業の目的の記載内容を適切な記述に改めました。 (措置済み)

(23) 図書館サービスの充実事業

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H29.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
----	-----	----	-----------	----------------------------	----------------------------

18	八尾図書館	業務実態に合致した評価指標の設定について	<p>図書館サービスの充実事業では、「市民1人当たりの図書館総蔵書数」を活動指標としているが、図書館の蔵書購入にかかる支出は、図書館維持管理事業で予算化されており、当該事業で支出されているものではない。</p> <p>「市民1人当たりの図書館総蔵書数」は図書館維持管理事業の評価指標とするのが望ましく、当該事業の評価指標とはなりえない。</p> <p>図書館サービスの充実事業では開館時間・日数の延長や図書館ボランティアの育成、行政資料のデジタル化を推進していることから、別途、それらの実施事業に関連した評価指標を設定することが必要である。</p>	<p>平成 27 年度から、図書館サービスの充実事業を図書館維持管理事業と統合いたしました。「市民1人当たりの図書館総蔵書数」は統合後の図書館管理運営業務に関連した評価指標となっております。</p> <p>また、第7期実施計画において、他の評価指標についても、統合後の図書館管理運営業務に関連したものを設定することとしております。</p>	<p>平成 27 年度から、図書館サービスの充実事業を図書館維持管理事業と統合いたしました。「市民1人当たりの図書館総蔵書数」は統合後の図書館管理運営業務に関連した評価指標となっております。</p> <p>また、第7期実施計画において、他の評価指標についても、統合後の図書館管理運営業務に関連した「貸出点数」や「図書館個人貸出人数」等の指標を設定いたしました。</p> <p>今後とも引き続き事務事業の有効性等をより適切に評価し、効果的な事業実施につなげてまいります。</p> <p>(措置済み)</p>
----	-------	----------------------	--	---	---

(24)文化財施設管理運営事務

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H29.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
19	文化財課	事務事業の評価指標の追加設定について	<p>当該事業では、「文化財施設の利用者数」を活動指標としているが、管理する文化財施設には、歴史民俗資料館、埋蔵文化財調査センター、しおんじやま古墳学習館、安中新田会所跡旧植田家住宅の4施設あり、4施設合計の利用者数が評価指標となっている。</p> <p>評価指標を4施設合計の数値とした場合、各文化財施設の利用者数の増減が相殺されてしまい、利用者数に課題のある施設がある場合にその状況が見えなくなるというおそれがある。</p> <p>また、文化財施設の役割は利用者数で一義的に評価できるものではなく、利用者の満足度や地域住民の参画、協働の状況も評価指標として考慮すべきものである。</p> <p>評価指標として4施設合計の利用者数を開示するのみではなく、各施設の利用者数や指定管理者や市が利用者に実施しているアンケート調査の内容、市民ボランティアや住民組織等のイベント数等を設定し、多面的な評価を行うことを検討すべきである。</p>	<p>H29.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>評価指標については、多面的な評価を行うため、第7期実施計画の中で、各施設の利用者数や市民ボランティアの登録者数等を設定することとしております。</p>	<p>H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>評価指標については、多面的な評価を行うため、第7期実施計画の中で、各施設の利用者数に加え市民ボランティアの登録者数を設定いたしました。</p> <p>今後とも引き続き事務事業の有効性等をより適切に評価し、効果的な事業実施につなげてまいります。</p> <p>(措置済み)</p>

(25)学力向上推進事業

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H29.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
20	指導課	多様な評価指標の設定について	<p>活動指標を「全国学力・学習状況調査の平均正答率の全国比」とし、他の評価指標を設定していないが、実施事業との関連性が明確ではなく、当該数値のみで事業の有効性を判断するのは難しいと考える。</p> <p>全国学力・学習状況調査では学力テストの他、学習状況の調査も実施しており、学力向上に関連する読書時間や宿題、予習・復習、授業の理解度等もデ</p>	<p>H29.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>「全国学力・学習状況調査の平均正答率の全国比」だけでなく、多様な評価指標について検討し、第7期実施計画においては、第6期実施計画から設定されている「放課後学習・補充学習の実施校率」を引き続き評価指標として設定するとともに、「学校の授業時間以外に普段(月～金曜日)勉強している児童・生徒の割合」及び</p>	<p>H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>「全国学力・学習状況調査の平均正答率の全国比」だけでなく、多様な評価指標について検討し、第7期実施計画においては、第6期実施計画から設定されている「放課後学習・補充学習の実施校率」を引き続き評価指標として設定するとともに、「学校の授業時間以外に普段(月～金曜日)勉強している児童・生徒の割合」及び</p>

		<p>一タとして集計されている。</p> <p>学力向上には児童生徒の理解はもちろん、教師の指導力向上も必要であり、読書や宿題、予習・復習等教育環境の整備も考慮すべきである。当該事業では、学力テストや学習状況調査のデータを活用する等多様な評価指標を設定し、実施事業の関連性において客観的な分析を実施することにより、必要な事業展開を図ることを検討すべきである。</p>	<p>「読書が好きな児童・生徒の割合」を追加で設定することとしております。</p>	<p>「読書が好きな児童・生徒の割合」を追加で設定いたしました。</p> <p>今後とも引き続き事務事業の有効性等をより適切に評価し、効果的な事業実施につなげてまいります。</p> <p>(措置済み)</p>
--	--	---	---	---

(27) 英語教育推進事業

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H29.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
21	指導課	成果指標(アウトカム指標)の設定について	<p>英語教育推進事業は評価指標として「NETの小学校英語活動の年間従事時間」を設定しているが、この指標により「英語における基礎学力の向上」や「国際的感覚を身につける」といった目的が達成されたか判断するのは困難である。このように、現行の指標はいわゆる活動指標にすぎないため、事務事業評価を有効に実施するためには新たに成果指標(アウトカム指標)を設定することが望まれる。</p> <p>平成27年度に学力向上推進事業の予算で英語能力判定テストが実施されることになっており、「英語における基礎学力の向上」を達成したか判断するためには、当該テストの結果、例えば、テストの正答率や前年度との比較値等が成果指標(アウトカム指標)となり得るため、他事業で実施するテストではあるが、成果指標(アウトカム指標)としての活用を検討されたい。</p>	<p>H29.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>第7期実施計画の策定において、府下全域で行われているチャレンジテストの得点に関する指標が適切であると判断し、「チャレンジテストの英語の平均得点の大阪府比」を成果指標(アウトカム指標)として設定することとしております。</p>	<p>H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>第7期実施計画の策定において、府下全域で行われているチャレンジテストの得点に関する指標が適切であると判断し、「チャレンジテストの英語の平均得点の大阪府比」を成果指標(アウトカム指標)として設定いたしました。</p> <p>今後とも引き続き事務事業の有効性等をより適切に評価し、効果的な事業実施につなげてまいります。</p> <p>(措置済み)</p>

(29) 学校ICT活用事業

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H29.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
22	教育サポートセンター	事業目的や評価方法に合致した事業内容の設定について	<p>学校ICT活用事業の目的は、教育の情報化に対応し、情報セキュリティの一層の強化に取り組むとともに、教職員が円滑にICTを利用できるように支援することとされている。業務内容としては、校務支援システム、セキュリティシステム、学校図書館システムの導入、保守管理等が挙げられる。</p> <p>このうち、学校図書館システムの導入、保守管理に関しては、幅広い意味では「教育の情報化」に対応するものであるかもしれないが、活動指標との関連性が不明確であり、評価が適切になされない恐れがある。</p> <p>したがって、学校ICT活用事業の内容に学校図書館システムの導入・保守管理に関する目的を明記し、活動指標としている「学校園からのインターネットアクセス回数」には学校図書館システムへのアクセスを含むことを明記する等、事業目的や評価方法に合致した事業内容の設定を行うことを検討すべきである。</p>	<p>H29.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>事業目的や評価方法に合致した事業内容の設定を行うよう、見直しの検討を進めました。その結果、事業目的に学校図書館システムに関する内容のみを明記すると、本来の事業目的と齟齬が生じる可能性があり、また、業務に関連する全てのシステムを明記することも、数が多く困難であることから、学校図書館システムに関する内容は明記しないことといたしました。</p> <p>しかし、指摘内容の趣旨を踏まえ、当該事業について、評価を適切に行うため、事業目的及び事業内容により合致した評価指標について検討し、第7期実施計画においては新たに「ICT研修受講者満足度」を代表指標として設定することとしております。</p>	<p>H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>事業目的や評価方法に合致した事業内容の設定を行うよう、見直しの検討を進めました。その結果、事業目的に学校図書館システムに関する内容のみを明記すると、本来の事業目的と齟齬が生じる可能性があり、また、業務に関連する全てのシステムを明記することも、数が多く困難であることから、学校図書館システムに関する内容は明記しないことといたしました。</p> <p>しかし、指摘内容の趣旨を踏まえ、当該事業について、評価を適切に行うため、事業目的及び事業内容により合致した評価指標について検討し、第7期実施計画においては新たに「ICT研修受講者満足度」を代表指標として設定いたしました。</p> <p>今後とも引き続き事務事業の有効性等をより適切に評価し、効果的な事業実施につなげてまいります。</p>

			る。		います。 (監査の意見に対し、検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)
23	教育サポートセンター	活動指標の計画値の見直しについて	<p>学校ICT活用事業では、「学校園からのインターネットアクセス回数」を活動指標の一つとしているが、平成 26 年度の計画値に対して、実績値が大きく下回っており、計画と実績が乖離している。</p> <p>年々目標値に近づいているものの、過去の実績と比較しても乖離した状況が続いており、計画値の設定に関しては、評価指標の基礎となるため、教育用パソコンの利用状況を把握、分析した上で、過年度の実績と比較し、合理的な数値を設定することが必要である。</p>	<p>計画値については、教育用パソコンの利用状況を把握、分析した上で、過年度の実績と比較し、合理的な数値の設定を行う方向で検討していましたが、検討を進める中で、評価をより適切に行うためには、別の評価指標を設定する方が望ましいと判断いたしました。</p> <p>そこで、第7期実施計画においては、「学校園からのインターネットアクセス回数」を評価指標として設定せず、新たに「ICT研修受講者満足度」を代表指標として設定することとしております。</p>	<p>計画値については、教育用パソコンの利用状況を把握、分析した上で、過年度の実績と比較し、合理的な数値の設定を行う方向で検討していましたが、検討を進める中で、評価をより適切に行うためには、別の評価指標を設定する方が望ましいと判断いたしました。</p> <p>そこで、第7期実施計画においては、「学校園からのインターネットアクセス回数」を評価指標として設定せず、新たに「ICT研修受講者満足度」を代表指標として設定いたしました。</p> <p>今後とも引き続き事務事業の有効性等をより適切に評価し、効果的な事業実施につなげてまいります。</p> <p>(監査の意見に対し、検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)</p>

【平成28年度】外郭団体の財務に関する事務の執行及び当該外郭団体の出納その他の事務の執行について

(監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づく監査の結果に対する措置について

2. 個別の外郭団体・団体所管課に対する結果

(2) 公益財団法人八尾市国際交流センター

番号	所管課・団体	項目	監査の結果(要旨)	H29.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	国際交流センター	有価証券評価損益の計上区分の誤りについて	指定正味財産を財源として購入した有価証券から生ずる評価損益は、正味財産増減計算書上、指定正味財産増減の部に計上する必要がある。		指定正味財産を財源として購入した有価証券から生ずる評価損益を、正味財産増減計算書において、指定正味財産増減の部に計上するよう修正処理を行い、平成 28 年度第4回理事会(平成 29 年3月開催)で可決いたしました。 (措置済み)
2	国際交流センター	賞与引当金の未計上について	賞与引当金について、適切な期間損益計算のため金額的な重要性も勘案したうえで計上すべきである。なお、平成 28 年6月支給実績から試算すると、平成 27 年度末時点の賞与引当金額は 1,577 千円となる。		勘定科目に新たに「賞与引当金繰入額」を設定し、平成 28 年度決算より、賞与引当金を計上いたしました。 (措置済み)
3	国際交流センター	銀行残高証明書による残高の確認について	財務会計規程に従い、毎月帳簿残高と銀行残高証明書との照合を経理責任者が認証し、その証跡を残す必要がある。		平成 28 年9月より、毎月、帳簿残高と銀行残高証明書との照合を行い、経理責任者が確認した証跡を残すように運用を改めました。 (措置済み)

(3) 公益財団法人八尾市文化振興事業団

番号	所管課・団体	項目	監査の結果(要旨)	H29.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
4	文化振興事業団	賞与引当金の未計上について	賞与引当金について、適切な期間損益計算のため金額的な重要性も勘案したうえで当年度に帰属する賞与相当額(平成27年12月から平成28年3月分)9,010千円を計上すべきである。		平成28年度決算にて次年度に帰属する賞与相当額として、引当金を計上しました。 また、平成29年度予算においては、平成28年度計上した賞与引当金を繰り入れるとともに、翌年度分の賞与引当金繰入額を計上することとしました。 (措置済み)
5	文化振興事業団	財務諸表に対する注記の充実について	財務諸表について、実態に沿った次のとおりの注記をすべきである。 ・「基本財産及び特定資産の財源等の内訳」の基本財産の財源には指定正味財産からの充当額、一般正味財産からの充当額をそれぞれ記載する。 ・「補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高」の当期末残高は、翌期に繰越すものがない場合にはゼロとする。		平成28年度決算において、「財務諸表に対する注記」の記載内容を以下のとおりとしました。 ・「基本財産及び特定資産の財源等の内訳」の基本財産1億3,600万円の財源に、指定正味財産からの充当額、一般正味財産からの充当額をそれぞれ記載し表示しました。 ・平成28年度においては、文化庁及び大阪府から助成金を受け、当該年度にて全額執行したことから、当期末残高は残額0円としました。 (措置済み)

(4) 社会福祉法人八尾市社会福祉協議会

番号	所管課・団体	項目	監査の結果(要旨)	H29.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
6	社会福祉協議会	共通経費の配分の見直しについて	社会福祉協議会は複数の拠点区分を有し、支出も事業費と事務費に分かれることから、複数の拠点区分や事業費と事務費で共通して発生する経費、いわゆる共通経費については、合理的な基準により配分する必要がある。 社会福祉協議会では共通経費として車両費、通信運搬費、保険料、賃借料合計2百万円を認識しているが、一般的に車両費や保険料(自動車保険)は事業で使用した車両の距離数、賃借料(パソコンリース代)は使用人数、通信運搬費(切手代、FAX使用料)は使用回数などが合理的な基準として考えられる。 この共通経費も補助金や委託料の算定においては必要経費に含められているが、現状のように合理的な基準がないまま必要経費に計上されてしまうと、補助金や委託料の精算が恣意的になされるおそれがある。 これら共通経費の使用実態を調査したうえで、客観的かつ合理的な基準(人数、時間、面積等による基準、またはこれらの2つ以上の要素を合わせた複合基準)で各拠点区分に配分すべきである。		共通経費について、下記のとおり合理的な基準による按分率を定め、平成28年度事業費から反映いたしました。 ○「車両費」「保険料(車両)」 各事業の運行記録表を整備し、運行距離数で按分率を定めました。 ○「賃借料(パソコンリース代)」 使用人数による按分を行いました。 ○「通信運搬費(切手代)」 各事業の切手使用簿を整備し按分を行いました。 (措置済み)
7	社会福祉協議会	賞与引当金の未計上について	賞与引当金は期間損益の適正化のため、社会福祉法人会計基準第5条第2項第1号において貸借対照表への計上が求められているが、社会福祉協議会の貸借対照表には賞与引当金が計上されていない。		平成28年度決算より、賞与引当金を貸借対照表に計上いたしました。 (措置済み)

			平成 27 年度末において 9,676 千円の賞与引当金が計上漏れとなっているが、保守的に賞与引当金は計上されるべきである。		
8	社会福祉協議会	国債の売買の会計処理の誤りについて	<p>社会福祉協議会は平成 27 年度、簿価 200 百万円の国債を 217 百万円で売却し、新たに額面 200 百万円の国債を 202 百万円で購入しているが、国債の売却取引と購入取引を別個の取引として認識せず、1つの取引として認識したため、売却額と購入額の差額 15 百万円を資金収支計算書上は投資有価証券売却収入で計上し、事業活動収支計算書では同額を投資有価証券売却収益で計上している。</p> <p>そのため、資金収支計算書では取引の実態と会計処理が大幅に乖離しており、貸借対照表では、有価証券の簿価が2百万円過小に計上されている。</p> <p>本来は別個の取引のため分けて会計処理すべきであり、資金収支計算書上は、投資有価証券売却収入 217 百万円、投資有価証券売却支出 202 百万円を計上し、事業活動収支計算書上は、売却時に簿価と売却額の差額 17 百万円を投資有価証券売却益として計上し、購入時は 202 百万円の投資有価証券として新たに貸借対照表上に計上すべきであった。</p>		<p>本来、満期保有を目的とした有価証券の取得であり、投資有価証券の売買を頻繁に行うことでないため、20 年間の会計処理を一括で行いましたが、今後このような取引があった場合は、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取り扱いについて」の規定に基づいた会計処理に改めます。</p> <p>(措置済み)</p>
9	社会福祉協議会	運営費積立金や周年事業積立金の計上根拠の明確化について	<p>運営費積立金 52,602 千円、記念事業積立金 400 千円については、積立金の目的や使途、管理等を記載した規程が定められていなかった。</p> <p>決算書上の数値や理事会での口頭の説明では、積立目的や取崩す計画、管理状況等が明確ではなく、理事会においても適切な判断や基準に基づく議決がなされないおそれがあるため、運営費積立金や記念事業積立金について、その積立目的等を明確に定めた規程を定めるべきである。</p>		<p>平成 28 年度第 3 回理事会(平成 28 年 12 月開催: 議案第 10 号)において、積立金の目的や使途、管理等を定めた社会福祉事業費積立金運営規程、記念事業費運営規程を整備しました。</p> <p>(措置済み)</p>

(6) 八尾モール株式会社

番号	所管課・団体	項目	監査の結果(要旨)	H29.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
10	八尾モール	役員退職金の支払にかかる株主総会決議の未承認について	<p>定款では取締役の報酬は株主総会で定めるものとされているにも関わらず、平成 26 年 9 月期における役員退職金の支払について、株主総会での支給の決議がされていなかった。</p> <p>役員退職金についても、職務執行の対価であると考えられるため、その支払については通常の役員報酬と同様に会社法第 361 条の規定に従い株主総会で決議すべきものであった。</p>		<p>第 42 期(H27.10.1~H28.9.30)において支払った役員退職金について、第 42 期の決算に係る株主総会において支払の決議を行いました。</p> <p>今後は、役員退職金の支払いの際に、株主総会において支払の決議を行ってまいります。</p> <p>(措置済み)</p>

(7) 一般社団法人八尾市観光協会

番号	所管課・団体	項目	監査の結果(要旨)	H29.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
11	観光協会	理事会の開催不足について	<p>理事会について、平成 25 年度は年に 1 回、平成 26 年度、平成 27 年度は年に 2 回の開催となっている。</p> <p>理事会は定款の定めに従い 3 ヶ月に 1 回以上開催</p>		<p>平成 28 年度については、理事会を年に 4 回開催いたしました。今後も、その重要性を鑑み、定款の定めに従い理事会を 3 ヶ月に 1 回以上開催</p>

			<p>する必要があるが、それが現実的に困難である場合は、法令の範囲内で定款の定めの変更を検討する必要がある。</p>		<p>することいたしました。 (措置済み)</p>
12	観光協会	理事会の議事録の署名漏れについて	<p>全ての理事会議事録において必要な署名又は記名押印がなされていないため、議事録の作成にあたり、定款の定めに従い出席した理事長及び副理事長は署名又は記名押印する必要がある。</p>		<p>平成 28 年9月開催の理事会より、議事録の作成にあたり、理事長及び副理事長の記名押印を実施することいたしました。 (措置済み)</p>
13	観光協会	銀行印の管理の見直しについて	<p>現在、観光協会の銀行印を観光協会の発起人である八尾商工会議所の専務が保管し、押印も行っている。</p> <p>現在の運用としているのは、観光協会の職員数が少ない中で伝票起票(事務局長が実施)と支払の職務分掌を徹底するためであるとのことであるが、独立した法人である観光協会の銀行印については、自立した運営や観光協会自身によるリスク管理の実現のため、観光協会の役職員等が保管し、押印も行うべきである。</p>		<p>銀行印については、自立した運営や観光協会自身によるリスク管理の実現のため、平成 29 年 1 月より理事が保管し、押印することいたしました。 (措置済み)</p>

(8)公益財団法人八尾市中小企業勤労者福祉サービスセンター

番号	所管課・団体	項目	監査の結果(要旨)	H29.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
14	共済センター	八尾商工会議所からの派遣職員の勤務について	<p>共済センターが八尾商工会議所から継続的に受け入れている派遣職員については、八尾商工会議所相談所長としての業務にも従事しており、実状としては共済センターの業務に専念していないため、八尾商工会議所等と協議を行ったうえで、任用通知書に従いフルタイムで共済センターの業務に従事させる必要がある。</p> <p>また、派遣職員の受入のために平成 27 年度は年間 4,800 千円の事業負担金を支払っている現状に鑑み、八尾商工会議所との連携は維持しつつも、派遣職員による人員確保から直接雇用による人員確保への転換をすすめ、適切な法人業務の継続を実現する体制の構築を図ることも検討されたい。</p>		<p>指摘を踏まえて、平成 29 年3月末日をもって商工会議所からの職員派遣を廃止し、事務局次長として職員を採用いたしました。今後も、商工会議所と連携を取りながら、適切な法人業務の継続を実現する体制づくりを行ってまいります。 (措置済み)</p>
15	共済センター	重要な会計方針の注記漏れについて	<p>公益法人会計基準で求められている「資産(有価証券)の評価基準及び評価方法」、「引当金の計上基準」について、平成 27 年度財務諸表の注記では記載されていなかったため、適切に注記する必要がある。</p>		<p>「資産(有価証券)の評価基準及び評価方法」、「引当金の計上基準」について、平成 28 年度決算書中「財務諸表に対する注記 3」において記載いたしました。 (措置済み)</p>
16	共済センター	「補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高」の注記額の見直しについて	<p>平成 27 年度財務諸表の注記では、「補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高の注記」において、当期の繰越等がないにも関わらず、当期末残高欄がゼロとなっていない。</p> <p>当該注記の金額を正しく記載し、記載された金額と正味財産増減計算書、収支決算書など他の財務諸表との整合性を確認する必要がある。</p>		<p>平成 28 年度決算書中、補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高について、「財務諸表に対する注記 5」において記載し、当期末残高欄をゼロとすることで、他の財務諸表との整合性を図りました。今後も当該注記の金額を正しく記載し、記載された金額と財務諸表との整合性を確認してまいります。</p>

					(措置済み)
--	--	--	--	--	--------

(9) 八尾シティネット株式会社

番号	所管課・団体	項目	監査の結果(要旨)	H29.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
17	八尾シティネット	賞与引当金の未計上について	貸借対照表に賞与引当金が計上されていないため、適切な期間損益計算のために、重要性を勘案したうえで、賞与引当金を計上すべきである。平成 27 年度の販売費及び一般管理費に計上されている賞与 2,310 千円をベースに計上すべき賞与引当金を試算した場合、770 千円程度の賞与引当金の計上が必要となる(1年当たりの賞与を 2,310 千円とし、6月支払のうち 12 月から3月に発生する4か月分の賞与を引当金として算定)。		第 21 期(平成 28 年度)の決算において、平成 28 年 12 月から平成 29 年 3 月分の賞与相当額を賞与引当金として計上いたしました。 (措置済み)

(10) 公益財団法人八尾体育振興会

番号	所管課・団体	項目	監査の結果(要旨)	H29.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
18	体育振興会	退職給付引当金の算定誤りについて	平成 27 年度末時点の貸借対照表に、職員全員が定年退職した場合の期末要支給額 100%相当の 26,845 千円が退職給付引当金として計上されているが、「退職給付引当金に関する会計基準の適用指針」第 50 項(1)③では、退職給付引当金の算定にあたっては、自己都合により退職した場合の期末要支給額を用いることが定められている。 平成 27 年度末の期末自己都合要支給額 100%相当の 21,675 千円を退職給付引当金として計上すべきである。		平成 28 年度決算より、自己都合により退職した場合の期末要支給額を退職給付引当金として計上いたしました。 (措置済み)
19	体育振興会	賞与引当金の未計上について	平成 27 年度末時点の貸借対照表には当年度に帰属する賞与相当額(12 月から3月分)が賞与引当金として計上されていないため、賞与引当金について、適切な期間損益計算のために金額的な重要性も勘案したうえで計上すべきである。なお、平成 28 年 6 月支給実績より試算すると平成 27 年度末時点の賞与引当金額は 2,962 千円となる。		勘定科目に新たに「賞与引当金繰入額」を設定し、平成 28 年度決算において、平成 28 年 12 月から平成 29 年 3 月分の賞与相当額を賞与引当金として計上いたしました。 (措置済み)

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

1. 市に対する全般的意見

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	H29.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	交通対策課 生涯学習スポーツ課 文化財課	インターネットによる外郭団体の情報公開について	市は、外郭団体に関するホームページにおいて外郭団体の情報公開資料を公開しており、各外郭団体のホームページとリンクしているが、体育振興会、文化財調査研究会、八尾シティネットのホームページとはリンクさせていない。 外郭団体のホームページの利便性を高めるため、市の外郭団体に関するホームページとこれら3団体		外郭団体のホームページの利便性を高めるため、市の外郭団体に関するホームページと、3 団体(体育振興会、文化財調査研究会、八尾シティネット)のホームページとのリンクを行いました。 (措置済み)

			のホームページとのリンクを行うよう検討されたい。		
--	--	--	--------------------------	--	--

2. 個別の外郭団体・団体所管課に対する意見

(1) やおコミュニティ放送株式会社

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	H29.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
2	やおコミュニティ放送	事業計画書の設備投資に関する記載について	<p>事業計画において損益計算書の形式により予算計画を表示しており、放送機材等の設備投資に関する情報を個別に表示していない。</p> <p>従来は積極的な設備投資を控えてきたとしても、設立以来 20 年程度が経過しており、今後は通信機器等の機械設備の老朽化に伴う設備投資額の増加が見込まれる。今後の経営管理上において設備投資額の適切な把握は重要であり、設備投資を計画する場合には、事業計画に設備投資に関する情報を加えることを検討すべきである。</p>		<p>第 21 期(平成 29 年度)の事業計画において、設備投資に関する情報を記載いたしました。</p> <p>今後についても、設備投資に関する情報を事業計画に記載してまいります。</p> <p>(措置済み)</p>
3	やおコミュニティ放送	難聴地域への対応状況の事業報告での記載について	<p>やおコミュニティ放送は、近畿総合通信局と交渉するなどして、放送出力の増力に向けて取り組んでいるところであり、難聴地域への対応は事業計画書どおり実施している。</p> <p>難聴地域の住民や利害関係者等が難聴地域への対応状況を把握するためにも、今後は営業報告書においても対応状況を記載すべきである。引き続き難聴地域の解消について努力されたい。</p>		<p>難聴地域の改善に向けた取り組み状況として、第 20 期(平成 28 年度)の営業報告書において、送信アンテナの指向の変更と放送出力の増力について、第 21 期(平成 29 年度)中の実現をめざして監督官庁と協議中の旨を記載いたしました。今後も引き続き難聴地域の解消に努めてまいります。</p> <p>(措置済み)</p>
4	やおコミュニティ放送	無形固定資産の附属明細書の記載について	<p>貸借対照表に計上されている無形固定資産(電話加入権)499 千円について附属明細書「有形固定資産及び無形固定資産の明細」での記載がない。</p> <p>附属明細書は財務諸表に関する詳細な内訳を示すものであるため、貸借対照表の情報と整合するように無形固定資産についても附属明細書に記載すべきである。</p> <p>具体的な記載方法については、日本公認会計士協会 会計制度委員会研究報告第 9 号「計算書類に係る附属明細書のひな型」を参考とされたい。</p>		<p>第 20 期(平成 28 年度)より、決算報告書の附属明細書と貸借対照表の情報との整合を図るべく、無形固定資産(電話加入権)について、附属明細書「有形固定資産及び無形固定資産の明細」に記載いたしました。</p> <p>(措置済み)</p>
5	やおコミュニティ放送	一部の経費支出に関する小切手の使用について	<p>経理を委託している会計事務所に対する支払について、小切手の振り出しにより実施しているが、小切手管理の手間とリスクを考慮し、業務効率化の観点から、取引先に業務上支障がないことを確認して金融機関の口座振込に変更することを検討されたい。</p>		<p>経理を委託している会計事務所と協議し、平成 28 年 11 月支払い分から金融機関の口座振込に変更いたしました。</p> <p>(措置済み)</p>
6	やおコミュニティ放送	不明株主への対応について	<p>一部の株主について、所在不明となっており、株主総会の開催等にあたって招集通知を送付しているが、未達とのことである。</p> <p>株主の適切な管理のために、必要に応じて弁護士</p>		<p>所在不明株主への対応にあたっては、今年度から、受取人不在等の理由により返還された郵便物を必要な期間保管することで、株式売却許</p>

			へ相談することなどにより所在不明株主への対応を検討すべきである。		可申立時に、当該株主への通知が継続して到達しなかった事実の疎明が可能となるようにいたしました。 (措置済み)
7	やおコミュニティ放送	預金残高の月次照合の証跡について	<p>会計帳簿上の預金残高の正確性を確認するために、会計担当者が月次で総勘定元帳の預金残高と預金通帳と照合しているとのことであるが、照合証跡を残していない。</p> <p>会計担当者が照合証跡を残さない場合、その上席者が照合済みか否かを事後的に確認することが困難であり、照合の未実施などにつながり、会計帳簿上の預金残高と実際の預金通帳に差異が生じても見逃されるおそれがあるため、照合証跡は残すべきである。</p>		<p>業務委託をしている会計事務所から送付される月次決算報告をもとに作成する総勘定元帳の預金残高と預金通帳の照合証跡として、平成 28 年 11 月分より、月次残高明細書の現預金欄に、総務部長が照合確認の押印をすることといたしました。</p> <p>(措置済み)</p>

(2) 公益財団法人八尾市国際交流センター

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	H29.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
8	国際交流センター	評議員会への収支予算書の報告について	<p>定款第7条第1項では、予算書は理事会の承認を受けることとなっているが、評議員会への報告は求められていない。</p> <p>収支予算書は法人の1年間の事業の計画を示したものであり、決算書はその結果であるため、決算書と同様に収支予算書についても、理事会で承認後直近の評議員会にて評議員に報告・説明するよう定款変更を検討されたい。</p>		<p>平成 25 年3月開催の評議員会より、収支予算書について報告・説明を行う運用としており、毎年度漏れなく実施しております。定款の変更を検討いたしました。今後も引き続き運用において、適切に報告・説明を行ってまいります。</p> <p>(監査の意見に対し検討を行った結果、法人としての判断により、対応方針を確定)</p>
9	国際交流センター	事業の実施状況の共有について	<p>各事業の実施状況をスタッフ間で共有するため、毎週スタッフミーティングを開催しているが、議事録等にまとめていない。</p> <p>ミーティング議事録の様式を作成し、毎週議事録を作成することで、後日結果を振り返り、業務に活用できるようにすべきである。</p>		<p>ミーティング議事録の様式を作成し、平成 29 年3月以降、議事録を作成するようにいたしました。今後も、ミーティング結果を振り返り、業務に活用してまいります。</p> <p>(措置済み)</p>
10	国際交流センター	有価証券の評価に関する規程について	<p>財務会計規程第 44 条では、「投資有価証券は満期保有目的とし、償却原価法によるものとする。」とされているが、平成 25 年3月の理事会にて投資有価証券の保有目的を変更し、満期保有を前提としないこととした。よって、平成 25 年度以降は有価証券を時価評価しており、規程と整合していないため、実態に即して、財務会計規程を改訂することが必要である。</p>		<p>平成 28 年度第4回理事会(平成 29 年3月開催)を経て、実態に合わせて財務会計規程を改訂いたしました。</p> <p>(措置済み)</p>
11	国際交流センター	特定資産の見直しについて	<p>平成 27 年度末時点の貸借対照表において、退職給付引当資産、運用財産積立資産、車両積立資産という3種類の特定資産が計上されている。</p> <p>これらのうち、運用財産積立資産は、記念事業のための積立資産であるが、今後の使用予定がない。</p> <p>また、いずれの特定資産についても、積立の方針はあるものの、規程等により明文化はされていない。</p> <p>特定資産は、特定の目的のために用途等に制約</p>		<p>運用財産積立資産について再度確認しましたが、将来予定している周年記念事業等を円滑に実施するために必要なものであると判断したため、現時点では取崩さないことといたしました。</p> <p>なお、平成 28 年度第4回理事会(平成 29 年3月開催)を経て、積立目的、積立額、取崩等を定めた特定費用準備資金等取扱要綱を策定いたしました。</p>

			<p>を設けた資産であるため、使用予定のない特定資産については、取崩すべきである。</p> <p>また、特定資産の計上は、積立目的、積立額、取崩等を定めた規程等に基づいて実施すべきであるため、各特定資産について計上根拠となる規程等を策定する必要がある。</p>		(措置済み)
12	国際交流センター	事務局長の人件費の各会計への按分について	<p>正味財産増減計算書内訳表の作成にあたり、事務局長の人件費については公益目的事業会計と法人会計のどちらにも共通して発生するため、各会計へ按分</p> <p>(公益目的事業会計：法人会計＝7：3)しているが、毎年度の実績は考慮していない。</p> <p>事務局長の人件費は、毎年度の実施業務内容にて変動すると考えられるため、年度ごとの実績に応じた割合で各会計に按分すべきである。</p> <p>また、実績を把握するため、事務局長の各業務への関与実績を記録しておき、現在使用している比率と大きく乖離する場合には見直す必要がある。</p>		<p>事務局長の業務内容についての記録をとり確認したところ、按分で用いている割合の通り、公益目的事業会計：法人会計＝7：3に合致していました。</p> <p>事務局長の月々の業務内容は固定的なものが多いため、当面は本割合を適用することとし、今後、現在使用している比率と大きく乖離する場合には、按分割合の見直しを検討することといたしました。</p> <p>(措置済み)</p>

(3) 公益財団法人八尾市文化振興事業団

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	H29.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
13	文化振興事業団	講座受講率の算出及び活用について	<p>生涯学習センターで実施している各講座の受講率については算出していないが、講座の受講率を算出してまとめることは、各講座が市民のニーズに合ったものかどうかを測る指標の1つとなり得るものであるため、各講座の受講率を算出し、翌年度以降の開催の是非や内容変更の要否の検討に活かすべきである。</p>		<p>平成 26 年度実施分より、各講座の受講率を算出してまとめることといたしました。また、受講率のみでは、市民のニーズとギャップが生じる可能性もある(例えば、20 人定員の 100%受講は 20 人、一方 50 人定員の 40%も 20 人となる)ため、受講率に加えて、受講人数の多い講座もすぐに把握ができるよう資料の工夫を行うようにしました。今後は、受講率等を、翌年度以降の開催の是非や内容変更の要否の検討に活用してまいります。</p> <p>(措置済み)</p>
14	文化振興事業団	講座のアンケート結果の活用について	<p>生涯学習センターで実施している各講座について、受講者アンケートを取っているが、アンケート結果は担当者のみが見ており、法人全体での共有は行われていない。</p> <p>アンケート結果は、受講者の意見を直接把握できる数少ない機会であるため、法人全体で共有し、翌年度以降の開催の是非や内容変更の要否の検討に活かすべきである。</p>		<p>受講者アンケート結果については、翌年度以降の開催の是非や内容変更の要否の検討に活かすため、平成 29 年度実施分より、センター長までの共有にとどめず、事務局長まで共有を行うようにいたしました。</p> <p>(措置済み)</p>
15	文化振興事業団	旧規程での退職金の取扱いについて	<p>平成 21 年3月末日をもって廃止された「財団法人八尾市文化振興事業団職員の退職手当に関する規程」(以下、「旧規程」という)第3条第2項では、傷病又は死亡によらずその者の都合により退職した者に対する退職手当の額は、同条第1項の規定によって算出した額から勤続期間に応じた割合を減額する旨</p>		<p>平成 29 年3月開催の理事会において、「公益財団法人八尾市文化振興事業団職員の退職金に関する規程」中の施行前の期間に係る退職手当及び退職報償金の支給について、退職金算出方法を明確にした一部改正案を上程し承認を</p>

			<p>が定められている。そのため、当規程の第3条第1項により算出した退職手当は会社都合退職の場合に適用されるものであり、自己都合退職の場合には第3条第2項が適用されると考えられる。</p> <p>この点、平成27年度時点で適用される「公益財団法人八尾市文化振興事業団職員の退職金に関する規程」(以下、「新規規程」という)附則第3項では、この規程の施行前の期間に係る退職手当及び退職報償金の支給については、なお従前の例による、と定められているが、新規規程適用後、自己都合で退職された場合、旧規程第3条第1項または同条第2項のどちらに基づき算出された退職金が支給されるのかの方針が明確にされていなかった。新規規程等にて退職金の算出方法を明確にすべきである。</p>		<p>受け、平成29年3月31日施行しました。 (措置済み)</p>
16	文化振興事業団	現金の現物照合について	<p>文化会館において、小口現金については、財務会計規程第33条第4項に従い毎月現物照合が行われているが、つり銭等の現金については規程に定めがなく、定期的な現物照合も行われていない。</p> <p>小口現金以外の現金についても金額的に少額とはいえないため、規程を定め、定期的な現物照合を実施すべきである。</p>		<p>つり銭等の現金についても、財務会計規程上の「小口現金」として取り扱うこととし、同規程第33条第3項の規定に基づく出納責任者による現物照合を平成29年2月より、定期(毎月末)及び随時に実施し、記録も行うこととしました。 (措置済み)</p>

(4) 社会福祉法人八尾市社会福祉協議会

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	H29.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
17	社会福祉協議会	市地域福祉計画等を反映した年度計画の策定、事業報告の記載について	<p>運営の透明化、明確化のためには、市地域福祉計画等で定められた取り組み事業の指標をより活用し、運営指標の進捗状況を随時、市民や利用者に開示し、その改善に努めることが求められる。</p> <p>具体的には、市地域福祉計画等(P.L.A.N)で定められた取り組み事業の指標と各事業との関連やその進捗状況(D.O)を年度計画、事業報告にも明記することにより、市民や利用者に対して市地域福祉計画等の実施状況が明瞭となり、第三者のチェックも容易となる(C.H.E.C.K)。そのうえで、第三者のチェック結果を翌年度の年度計画等に反映させるべきである(A.C.T.I.O.N)。</p> <p>市地域福祉計画等を運営に積極的に活用し、PDCAサイクルの確立による効果的・効率的な運営を進めていくことを検討すべきである。</p>		<p>平成28年度事業報告書及び平成29年度事業計画書において第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画(後期)における指標を掲載し、理事会・評議員会において同計画に基づいて社協事業が計画的に進んでいることを報告しました。</p> <p>また、市と共同で実施している市民会議においても毎年同計画の指標に基づいて、説明及び報告を行っておりますが、平成29年度より事業計画書において取り組み指標を掲載することで同計画との関連性を明示するようにし、団体内部及び外部のチェックが容易にできるようにいたしました。 (措置済み)</p>
18	社会福祉協議会	小地域ネットワーク活動推進事業補助金の領収書について	<p>市からの小地域ネットワーク活動推進事業補助金を受けて実施している小地域・地区福祉委員会等活動支援事業では、地区福祉委員会が実施する個別援助活動やグループ援助活動に対して実際に支出された経費を補助している。当該補助金の交付額は52百万円(平成27年度)であり、うち14百万円が小地域・地区福祉委員会等事業活動費に充てられている。</p>		<p>地区福祉委員長及び小地域ネットワーク活動会計担当者に対する研修会において、左記の包括外部監査指摘事項について説明し、是正するよう周知いたしました。</p> <p>また、地区福祉委員会を担当する職員を、平成29年度から6人から10人に増加したことにより、補助金事務の細分化を図り、チェック機能を</p>

			<p>当該事業においては実績報告書が社会福祉協議会に提出されるが、その裏づけとなる領収書等の証拠を閲覧したところ、領収書の宛名や但書に何も書かれていない領収書が散見された。</p> <p>経費の補助がなされている団体には適切な領収書が添付された報告書の提出を求め、適切な領収書が提出されない団体に対しては補助金の返還や次期以降の補助金の交付を停止するなどの措置を検討されたい。</p>		<p>強化しました。</p> <p>適切な領収書の添付について指摘したにもかかわらず提出されない団体に対しては、補助金の返還等を求めています。</p> <p>(措置済み)</p>
19	社会福祉協議会	施設ごとの拠点区分と事業区分の見直しについて	<p>平成 27 年度の会計決算書では、法人運営拠点のほか計 14 の拠点区分が設けられている。拠点区分を細分化することは各事業の状況を詳細に把握するには役立つが、法人全体の運営状況を把握するには却って分かりにくい状況となっている。</p> <p>社会福祉法人会計基準第6条第1項では「一体として運営される施設、事業所又は事務所」をもって1つの拠点区分とするとしているが、社会福祉協議会の運営する施設は社会福祉会館のみである。</p> <p>したがって、会計基準に則って拠点区分を整理した場合、社会福祉事業という区分と指定管理事業を行っている社会福祉会館運営事業という区分の2つの拠点区分で十分である。</p>		<p>平成 28 年度予算作成時から、一般会計拠点と指定管理事業を行っている社会福祉会館管理運営拠点の2つの拠点区分に整備しています。</p> <p>(措置済み)</p>

(5) 公益社団法人八尾市シルバー人材センター

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	H29.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
20	高齢介護課	事業の実施状況に関する打ち合わせ結果の報告について	<p>事業の実施状況については、随時シルバー人材センターとの打ち合わせを実施する中で確認を行っているとのことであるが、その記録を文書等で残すことはしていない。</p> <p>打ち合わせの内容について、適時に正確な情報共有を行うとともに事後の確認を可能とするため、打ち合わせ記録簿などの文書として記録を残し、上席者へ報告する体制を整備することを検討されたい。</p>		<p>シルバー人材センターとの打ち合わせの内容で、事業に関する相談や実施状況等のうち重要な事項については、適時に正確な情報共有を行うため、平成 29 年度協議分から協議・打ち合わせ記録を文書で作成し上席者に報告するよう改めました。</p> <p>今後も、打ち合わせの内容については、文書として記録を残すことで、適時に正確な情報共有を行ってまいります。</p> <p>(措置済み)</p>
21	シルバー人材センター	契約事務に関する定めについて	<p>財務規程では、随意契約により売買、賃借契約等を締結するときは、見積書を得がたい場合及び予定価格が少額の場合を除き、原則として複数の者から見積書を徴さなければならない旨の定めがあるが、その金額基準は定められていない。概ね 1 百万円を目途に複数の者から見積書を徴収する運用としているとのことであるが、不必要に高額な契約がなされてしまうことを防止するため、複数の者からの見積書の徴収が不要とされている少額な場合について明確な金額基準を定めるべきである。</p>		<p>随意契約における見積書徴収の基準については、財務規程の改正を行い、契約金額が 100 万円を超える場合に2者以上から見積書の徴収が必要であることを明記いたしました。</p> <p>(措置済み)</p>
22	シルバー人材セン	未収金の管理に	<p>シルバー人材センターの未収金は主に事業収益</p>		<p>平成 24 年度から平成 26 年度分の未収金に</p>

	ター	について	<p>の受取配分金等であるが、会費が未納となっているものも含まれている。未収金の処理について、個人事業主からの受注も多いため倒産等により未収金が滞留してしまうことがあるが、長期滞留しているものが会計上未収金残高として残っている。これらについては今後も回収は困難であると考えられるとのことであるが、会計上何ら手当てされていない。</p> <p>未収金の適切な管理のため、債権管理規程などで、3年など一定期間が経過した未収金について引当や取崩等の会計上の取扱を定め、当該規程に従い会計処理を行うことが望まれる。</p> <p>また、平成 26 年度の契約額入力誤りによりシステム上発生した未収金(1件、28,776 円)が、現在も計上されたままとされているが、過年度の処理誤りによる資産性のない未収金については取崩す必要がある。</p>		<p>について、今後も回収が困難であると考えられることから、回収不能未収金処理内規に基づき貸倒損失として会計処理を行いました。なお、今後も回収不能未収金については適時同様の処理を行ってまいります。</p> <p>(措置済み)</p>
23	シルバー人材センター	正味財産増減計算書内訳表における受取事務費の按分計算について	<p>正味財産増減計算書内訳表において、受取事務費について法人会計の収支がゼロとなるように法人会計への按分割合を調整している。そのため、事業の実施状況の実態に大きな変化が無いにも関わらず受取事務費の法人会計への按分割合が公益認定時から大きく減少している。</p> <p>受取事務費規程や財務規程等において受取事務費の法人会計への合理的な按分割合を定め、これに従い按分計算を行うことを検討されたい。</p>		<p>受取事務費の法人会計への計上について、按分割合を定めることを検討いたしました。一定の按分割合を定めることが困難であるため、一部を合理的な範囲内で法人運営のための経費に充てることのできるよう受取事務費規程を改正いたしました。</p> <p>(監査の意見に対し検討を行った結果、法人としての判断により、対応方針を確定)</p>
24	シルバー人材センター	現金及び預金の管理について	<p>現金の管理については、担当者が毎日検数し、月末に試算表と照合しており、預金の管理については、担当者が毎月残高証明書、通帳及び試算表との照合を行っているが、いずれについても試算表との照合証跡は残されておらず、他者による確認も実施されていない。</p> <p>現金及び預金の適切な管理を徹底するため、月末は上席者による検数や残高証明書又は通帳との照合を行ったうえで試算表との照合証跡、押印等を残すことが望まれる。</p>		<p>現金及び預金の適切な管理を徹底するため、平成 29 年度より、月末に上席者による検数や残高証明書及び通帳との照合を実施したうえで、試算表と照合証跡、押印を行うこととしました。</p> <p>(措置済み)</p>

(6) 八尾モール株式会社

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	H29.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
25	八尾モール	役員報酬の支払について	<p>経営の安定を図ることで市の商業の活性化という法人の設立目的を実現するため、株主総会における決議をもって、平成 25 年 12 月より取締役及び監査役の報酬を無報酬としている。</p> <p>経営の先行きが不透明であるとはいえ、現状として八尾モールは豊富な利益剰余金を保有している。また、取締役及び監査役の責任を勘案すると適切な役員報酬の支給が十分な能力を有する人材の確保やこのことを通じた安定的な法人経営の実現につな</p>		<p>十分な能力を有する人材の確保や安定的な法人経営の実現につなげるため、第 42 期定期株主総会の決議を経て、平成 29 年 1 月から役員報酬を支払うことといたしました。</p> <p>(措置済み)</p>

			がと考える。したがって、法人ガバナンスの観点から業務に見合った適切な役員報酬の支払を検討することが望まれる。		
26	産業政策課	事業の実施状況に関する打ち合わせ結果の報告について	<p>所管課は、八尾モールと定期的に協議を行い、市の施策等についての情報提供を行うとともに、八尾モールからテナント空室率等の報告を受け、事業の実施状況を確認しており、適宜、情報の交換を行っている。しかしながら、その協議の記録を文書で残していない。</p> <p>八尾モールとの打ち合わせの内容について、適時に正確な情報共有を行うとともに事後の確認を可能とするため、打ち合わせ記録簿などの文書として記録を残し、上席者へ報告する体制を整備することを検討されたい。</p>		<p>八尾モールとの打ち合わせの内容について、平成 29 年 2 月協議分から報告書を作成し、上席者へ報告するよう改めました。</p> <p>今後も、打ち合わせの内容については、報告書として記録を残すことで、適時に正確な情報共有を行ってまいります。</p> <p>(措置済み)</p>
27	八尾モール	駐輪場の賃貸業務にかかる収入の表示区分について	<p>定款において八尾モールの目的として実施する業務とされている状況に鑑み、駐輪場の賃貸業務にかかる収入は、財務諸表上で営業外収益ではなく売上高として表示することを検討されたい。</p>		<p>第 42 期(H27.10.1～H28.9.30)決算書において、駐輪場の賃貸業務にかかる収入を、財務諸表上で売上高として表示いたしました。今後も売上高として表示してまいります。</p> <p>(措置済み)</p>

(7)一般社団法人八尾市観光協会

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	H29.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
28	観光協会	事業報告書の観光案内所来訪者数の記載について	<p>事業報告書の観光案内所来訪者数について、前年度比率だけ記載しており、実際の来訪者数は記載していない。</p> <p>事業報告書においては、観光協会の事業の実施状況についてより有用な情報提供を行うため、前年度比率だけでなく実際の来訪者数も記載すべきである。</p>		<p>平成 28 年度の事業報告書より、前年度比率とともに、来訪者の実数も記載することといたしました。</p> <p>(措置済み)</p>
29	観光協会	事業計画書及び収支予算書の社員総会での報告について	<p>事業計画書及び収支予算書は、定款では理事会による承認事項であり社員総会での決議は不要とされているため、社員総会での報告はされていないが、観光協会の最高意思決定機関である社員総会に対して実施を計画している事業の内容等を共有するため、事業計画書及び収支予算書について理事会承認後の直近の社員総会で報告・説明すべきである。</p>		<p>観光協会の最高意思決定機関である社員総会に対して実施を計画している事業の内容等を共有するため、平成 29 年 6 月開催の社員総会より、事業計画書及び収支予算書について報告、説明を行うことといたしました。</p> <p>(措置済み)</p>
30	産業政策課	団体との定期的な情報共有について	<p>適時に観光協会の運営状況に関する情報を共有し、事業の実施状況等を把握するとともに課題や問題等が生じた場合の迅速な対応を可能とするため、月 1 回程度の三者間の定期的な打ち合わせを継続的に実施していくことが望まれる。定期的な打ち合わせにおいて情報共有や課題等への対策を検討することで、三者間で連携して八尾市の観光施策を効果的に推進することが可能になると考えられる。</p> <p>また、その中で少なくとも半年に 1 回程度は、収支</p>		<p>平成 29 年 1 月より、月 1 回程度、三者間での打ち合わせを実施することといたしました。今後も、適時に観光協会の運営状況に関する情報を共有し、事業の実施状況等を把握するため、定期的な打ち合わせを継続してまいります。</p> <p>また、平成 29 年度より、半年に 1 回、収支状況、事業計画の進捗状況を確認することといたしました。</p> <p>(措置済み)</p>

			状況や事業計画の進捗状況を確認することが望まれる。		
31	観光協会	現金の管理について	監査人が現金を実査したところ、委託販売分との両替処理誤りにより現金出納簿の残高に対して実際の現金有高が100円不足していた。 委託販売分との両替処理等も含め、現金を移動する際は必ず複数の担当者で確認すること等により、処理誤りを防止することを検討されたい。		平成28年12月より、委託販売分との両替処理等も含め、現金を移動する際には、必ず複数の担当者で確認を行うことといたしました。 (措置済み)
32	観光協会	グッズの残数管理について	販売目的で保有しているグッズは事務所のキャビネットに保管されているが、その残数については帳簿管理されていないため、帳簿管理したうえで、月に1回など定期的に棚卸しを行い、残数を確認することが望ましい。		平成28年12月より、販売目的で保有しているグッズについて、帳簿管理したうえで、新たに月末を締め日とした棚卸しを実施し、残数の確認を行うことといたしました。 (措置済み)
33	観光協会	賞与引当金の計上について	平成28年6月の賞与支払見積額のうち当年度に対応する部分(平成27年12月から平成28年3月分)について、賞与引当金が計上されていない。 賞与引当金について、適切な期間損益計算のため金額的な重要性も勘案したうえで計上することを検討されたい。		平成29年度予算より、平成29年12月から平成30年3月分について、賞与引当金を計上するよう、予算案へ反映いたしました。 (措置済み)
34	観光協会	貸借対照表の表示について	貸借対照表の純資産の部において、観光協会は一般社団法人であり株主が存在しないにも関わらず株主資本として純資産が計上されている。 純資産の部については、公益法人会計基準を参考として正味財産の部とした上で一般正味財産として計上するなど法人形態と整合した表示とすることを検討されたい。		平成29年度予算より、純資産の部については、公益法人会計基準を参考として、正味財産の部とした上で一般正味財産として計上し、法人形態と整合した表示といたしました。 (措置済み)
35	観光協会	ホームページにおける会員一覧の更新について	ホームページ上の会員一覧において会員でない者を会員として公表する、あるいは、会員である者を会員として公表しないといった状態が継続すれば、観光協会の信用や会員数の増加に支障をきたすことになりかねないため、実際の会員登録状況に即して、ホームページ上の会員一覧を適時更新すべきである。		最新の会員登録状況をすべて確認し、平成28年12月より、観光協会ホームページを正確なものに更新いたしました。今後も実際の会員登録状況に即して、ホームページ上の会員一覧を適時更新してまいります。 (措置済み)

(8) 公益財団法人八尾市中小企業勤労者福祉サービスセンター

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	H29.1.20までの取り組み等の内容と改善の方針	H29.7.20までの取り組み等の内容と改善の方針
36	共済センター	評議員に対する事業計画書及び収支予算書の説明について	定款等で義務付けられていないとはいえ、ガバナンスを担う機関である評議員会に対しては、実施を計画している事業の内容等を共有するため、事業計画書及び収支予算書について事前承認を得ていない場合は、5月に開催される決算承認時の評議員会で報告、説明されたい。		平成29年度第1回評議員会(平成29年5月開催)より、評議員に対しても事業計画書及び収支予算書について報告・説明を行うことといたしました。 (措置済み)
37	共済センター 労働支援課	補助金の検証を容易にするための交付要求及び実績報告の仕方に	市は共済センターへ、「八尾市中小企業勤労者福祉共済事業補助金交付要綱」に基づき(1)管理に要する経費のうち交付要綱で定めたもの、(2)事業に要する経費のうち交付要綱で定めたものを補助対象経費として補助金を交付している。		平成29年度予算要求時より、「八尾市中小企業勤労者福祉共済事業補助金交付要綱」の規定に合わせて、補助対象経費のうち管理費に対する補助額を「管理費補助金」、事業費に対する

		について	しかし、共済センターから市へ提出される補助金の交付要求(予算要求書)及び実績報告(補助金精算額明細書)における補助対象経費の内訳は管理費のみとなっており、の中には収支予算書及び正味財産増減計算書における管理費及び事業費が含まれている。 補助金の交付要求及び実績報告における補助対象経費の内訳を交付要綱における補助対象経費区分に合わせることで、収支予算書及び正味財産増減計算書と交付要求及び実績報告の間の数値の関連付けを明確にする等、所管課によって容易に検証できるようにすべきである。		補助額を「事業管理費補助金」とすることにより、補助金の整合性を明確・迅速に確認できるようにいたしました。 (措置済み)
38	労働支援課	団体の事業の実施状況に関する打ち合わせ結果の報告について	共済センターとの打ち合わせの内容について、適時に正確な情報共有を行うとともに事後の確認を可能とするため、打ち合わせ記録簿などの文書として記録を残し、上席者へ報告する体制を整備することを検討されたい。		共済センターとの打ち合わせの内容について、平成 29 年度協議分から会議録などの文書を作成し、上席者へ報告するよう改めました。 今後も、打ち合わせの内容については、文書として記録を残すことで、適時に正確な情報共有を行ってまいります。 (措置済み)
39	共済センター	特定資産の取扱要領の作成について	特定資産の取扱要領が作成されていないため、特定資産ごとにその必要性について十分検討したうえで、理事会の決議に基づき、目的、計上の方法、目的取崩の要件、目的外取崩の要件、運用方法、その他を定めた取扱要領の作成を検討されたい。		平成 29 年度第1回理事会(平成 29 年5月開催)において、議案第4号「特定費用準備資金等取扱規則(案)」の承認を受け、特定資産の取扱要領を作成いたしました。 (措置済み)
40	共済センター	預金の残高確認について	預金については、会計規程で毎月1回預金の残高証明と照合することとされているが、年度末に1回実施しているのみである。 会計規程第 32 条第2項に従い毎月1回の残高証明との照合を実施すべきであるが、残高証明の入手には手数料がかかるため、毎月の実施が現実的でないのであれば、実態に合わせた会計規程に改定することも検討されたい。		平成 28 年度第4回理事会(平成 29 年3月開催)において、議案第 10 号「会計規程一部改正(案)」の承認を受け、実態に合わせ、月1回預貯金の通帳と帳簿残高を照合するよう会計規程を改定いたしました。 (措置済み)

(9) 八尾シティネット株式会社

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	H29.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
41	交通対策課	情報公開資料と決算書の不整合について	情報公開資料において、決算資料と不整合な点が見受けられた。 市民や市議会に対して、外郭団体の運営状況・財政状態に関する正確な情報提供を実施し、外郭団体のあり方や必要性に関して適切な評価を行ってもらうため、情報公開資料については団体の決算資料等と整合するように作成すべきである。 所管課においては、外郭団体の決算資料を的確に理解し、情報公開資料が求める情報が適切に記載されているかどうかを確認されたい。		情報公開資料と決算資料における「総収入額」及び「利益剰余金」が不整合のまま記載されていましたが、決算資料を再確認した後、整合する内容で修正し、平成 29 年 2 月 14 日に情報公開資料を公開いたしました。 (措置済み)

(10) 公益財団法人八尾体育振興会

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	H29.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
42	生涯学習スポーツ課	経営状況に関する意見交換の実施頻度について	<p>生涯学習スポーツ課が体育振興会に対して行う経営状況のモニタリングについては、指定管理施設について毎月行う収入実績、利用人数実績等に関する報告時や四半期ごとに行う管理運営状況に関するモニタリングに合わせて、必要に応じて意見交換を行っている。</p> <p>外郭団体の経営状況に関して、経営改善や方針転換を行うには適時に協議を行うことが必要であるため、指定管理施設の管理運営状況に関する報告時やモニタリングの中で合わせて行っている意見交換とは別に協議の場を設け、協議結果を外郭団体の経営方針に適時に反映させ、その方針に沿って経営が行われているかをモニタリングすべきである。</p>		<p>平成 28 年度より、外郭団体の経営状況に関するモニタリングについて、指定管理施設の管理運営状況に関する報告時やモニタリングの中で合わせて行っている意見交換とは別に協議の場を設けるよう改めました。</p> <p>(措置済み)</p>
43	体育振興会	特定資産の見直しについて	<p>特定資産は、特定の目的のために用途等に制約を設けた資産であるため、使用予定のない特定資産については、取崩すべきである。</p> <p>また、特定資産の計上は、積立目的、積立額、取崩等を定めた規程等に基づいて実施すべきである。そのため、周年記念事業積立資産については、仮に取崩をしない場合、計上根拠となる規程等を策定する必要がある。</p>		<p>特定資産について再度確認しましたが、将来予定している周年記念事業等を円滑に実施するために必要なものと判断したため、現時点では取崩さないことといたしました。</p> <p>なお、周年記念事業積立資産の規程の制定については、未整備であったため、平成 29 年4月に新たに制定いたしました。</p> <p>(措置済み)</p>

(11) 公益財団法人八尾市文化財調査研究会

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	H29.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
44	文化財調査研究会	委託事業者からの提出書類の不備について	<p>委託事業者からの請求書綴りを閲覧したところ、基準点測量業務の委託について、日付が入っていない業務着手届が1件見受けられた。</p> <p>業務委託等の管理については、チェックリストを作成するなどして、日付等の必要な記載事項に漏れがないか確認することを検討されたい。</p>		<p>指摘された事項を担当者に周知し、書類作成時に指摘事項の記載漏れ等がないよう十分に確認するとともに、決裁時等におけるチェック体制を徹底いたしました。</p> <p>(措置済み)</p>

2. 改善措置等に向け取り組み中の事項

【平成19年度】人件費にかかる財務事務について

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

1. 職員数

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H29.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	人事課 行政改革課	(1)定数管理	<p>定員数は減少している一方、条例上の職員定数は2,587人に対し定員外職員(762名)を含めると、3,184人となる。</p> <p>定数外職員は、再任用短時間勤務職員、嘱託員、非常勤嘱託職員、臨時的任用職員と、臨機に対応することができる雇用形態となっている。また、正規の職員に比べ給与水準は低く、人件費を抑えるメリットがある。</p> <p>しかし、定数外職員を雇用することにより職員数が増加すれば、人件費総額は増加し、条例上で定数を定めている趣旨を損ないかねない。</p> <p>定員適正化計画では、定数内職員数の数値目標しか設定されていないが、定数外も含めた職員数管理目標を定めるとともに、定数内及び定数外職員全体の人件費総額の目標を定め、進捗管理を行うよう改めるべきである。</p>	<p>H29.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>定数外職員を任用する理由として、一時的な業務繁忙、育児休業や病気休職等による職員代替という不確定要素が多いものが多く、定数外職員も含めた職員数の数値目標を定めることが難しい状況ではありますが、「八尾市行財政改革指針」及び平成28年8月に策定した「八尾市行財政改革行動計画」に基づき持続可能な行財政運営を進めるため、定数外職員を含めたトータルコストを意識しながら、人件費総額抑制についての取り組みの検討を進めております。</p>	<p>H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>定数外職員を任用する理由として、一時的な業務繁忙、育児休業や病気休職等による職員代替という不確定要素が多いものが多く、定数外職員も含めた職員数の数値目標を定めることが難しい状況ではありますが、「八尾市行財政改革指針」及び平成28年8月に策定した「八尾市行財政改革行動計画」に基づき持続可能な行財政運営を進めるため、定数外職員を含めたトータルコストを意識しながら、人件費総額抑制についての取り組みの検討を進めております。</p>
2	人事課 行政改革課	(2)職員配置	<p>(市長部局)</p> <p>現在、国の方針として4.6%以上の純減目標が掲げられており、八尾市もそれにならって職員配置を行っている。</p> <p>過去における職員配置の方法は、新規事業のために人員増の必要があった場合、それ以外の部に対する一律人員減で対応し人員を増やさない調整が行われている。また、一時的な業務量の増加についてはアルバイトの採用、給与計算等の定型業務はアウトソーシングするなど、条例で定められた定数を超えないように対応している。</p> <p>しかし、本来は現状の人員を前提に職員配置するのではなく、各部局における業務内容や業務量等を精査した上で必要な職員配置を検討すべきである。一方で、各部局一律人員削減という手法ではなく、国の方針を踏まえつつ、業務内容や業務量等に応じた適切な</p>	<p>平成28年度についても適切な人員配置を行うために、引き続き所属ヒアリング等を通じて、各部局の業務繁忙の理由や状況を熟考し、定数外職員の任用、任期付職員の採用、アウトソーシング等について検討してまいります。</p> <p>また、「八尾市行財政改革指針」及び平成28年8月に策定した「八尾市行財政改革行動計画」に基づき持続可能な行財政運営を進めるため、事業の実施主体と手法の見直しや、組織の適正管理にかかる取り組みを進める中で、業務量の適正化や多様な人材の活用、公民協働の推進等を検討し、適切な職員配置のあり方を検討してまいります。</p>	<p>平成28年度についても適切な人員配置を行うために、引き続き所属ヒアリング等を通じて、各部局の業務繁忙の理由や状況を熟考し、定数外職員の任用、任期付職員の採用、アウトソーシング等について検討してまいります。</p> <p>また、「八尾市行財政改革指針」及び平成28年8月に策定した「八尾市行財政改革行動計画」に基づき持続可能な行財政運営を進めるため、事業の実施主体と手法の見直しや、組織の適正管理にかかる取り組みを進める中で、業務量の適正化や多様な人材の活用、公民協働の推進等を検討し、適切な職員配置のあり方を検討してまいります。</p>

		<p>人員配置を行なう必要がある。</p> <p>また、それを可能とするための取り組みの一環として、八尾市で行うべき業務を八尾市の正職員が直接行うことが相応しい業務とそれ以外の業務に大別し、後者については業務内容によってアルバイトの雇用や業者へ外部委託する等の方法の一層の促進などを検討すべきである。</p> <p>事務効率化の観点から「担当制」を導入しているが、現状、大半の課において担当制が導入されていることから、各所属長はメリットが活かされるよう、リーダーシップの発揮が望まれる。</p> <p>さらに、各課長(所属長)には部単位あるいは課単位における事業進捗と正職員及びアルバイトのそれぞれにかかる人件費や委託料等、事業実施のための人件費と代替コストのトータル管理が必要である。</p> <p>一方、制度改正が頻繁に行なわれる部署においては業務量の増加が見込まれるため人員の増加をせざるを得ないが、業務内容によっては費用対効果の観点から当初から職員増で対応するのではなく、臨時職員や外部業者への委託等の検討を行なうことは職員配置を適切にするために必要と考える。</p>		
--	--	--	--	--

2. 給料、昇給及び人事評価

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H29.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
3	職員課	(1)給料	<p>③技能労務職給料表</p> <p>八尾市の技能労務職給料表は、行政職給料表(1)に準じているため、国家公務員の場合と比べ、技能労務職の給料が高く算定される。多くの地方公共団体において、国家公務員の行政職俸給表(2)が適用される職員の職務内容と各地方公共団体における技能労務職では職務内容が異なる等の理由により、独自の給料表を作成しており、八尾市においても同様である。</p> <p>八尾市の給与水準は国に比べ高い傾向にあり、技能労務職給料表の金額の引き下げ等適正な給与水準について、検討する必要がある。</p>	<p>H29.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>国家公務員の行政職俸給表(2)の適用者は、守衛、警備、用務員、自動車運転手、大工、電話交換手、理容師、調理師などであり、本市の技能労務職にある清掃作業や道路河川の維持補修のような業務はありません。また、職名が同じであっても業務が全く同じであるとは言えない職があり、単純に給料を比較することはできないと考えております。</p> <p>なお、初任給基準につきましては、平成21年度から8号給引下げを実施し、平成24年度からさらに4号給引下げを実施いたしました。在職する職員につきましても、平成24年、平成25年の昇給時においてそれぞれ2号給の抑制措置を実施いたしました。</p> <p>また、平成18年の給与構造改革による給料月額引下げに伴う経過措置としての現給保障額につきましては、平成25年4月1日より段階的に引き上げていくこととし、平成28年4月1日に完全廃止いたしました。</p> <p>今後においても、国家公務員や府内各市の状</p>	<p>H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>国家公務員の行政職俸給表(2)の適用者は、守衛、警備、用務員、自動車運転手、大工、電話交換手、理容師、調理師などであり、本市の技能労務職にある清掃作業や道路河川の維持補修のような業務はありません。また、職名が同じであっても業務が全く同じであるとは言えない職があり、単純に給料を比較することはできないと考えております。</p> <p>なお、初任給基準につきましては、平成21年度から8号給引下げを実施し、平成24年度からさらに4号給引下げを実施いたしました。在職する職員につきましても、平成24年、平成25年の昇給時においてそれぞれ2号給の抑制措置を実施いたしました。</p> <p>また、平成18年の給与構造改革による給料月額引下げに伴う経過措置としての現給保障額につきましては、平成25年4月1日より段階的に引き上げていくこととし、平成28年4月1日に完全廃止いたしました。</p> <p>今後においても、国家公務員や府内各市の状</p>

				況も踏まえ、技能労務職の適正な給与水準について引き続き検討してまいります。	況も踏まえ、技能労務職の適正な給与水準について引き続き検討してまいります。
--	--	--	--	---------------------------------------	---------------------------------------

3. 手当

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H29.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
4	人事課	(1) 期末手当・勤勉手当	ア) 勤勉手当の支給額の算定方法 勤勉手当は、勤務成績に応じて支給するが、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とし、勤勉手当基礎額に72.5/100を乗じて得た額の総額を超えてはならないとされている(再任用職員については別途規定)。実際は、懲戒処分等の処分がされない限り、上限額まで一律に支給がなされ、勤務成績に応じて支給するという勤勉手当の趣旨を反映したものとはなっていない。人事評価制度を管理職から順次導入しているが、給料、勤勉手当への反映はさせていない。評価結果を勤勉手当の支給率に連動させ、職員のモチベーションの向上に努めるべきである。	人事評価については、平成21年度から管理職だけでなく、監督職・一般職へ拡大し、平成22年度から係長職に実績評価を加え、平成28年度から部長級にも拡大し、職員の人材育成を目的に継続実施しています。勤勉手当への反映については、職員の不公平感の解消とモチベーション高揚という観点からも引き続き検討を進めております。	人事評価については、平成21年度から管理職だけでなく、監督職・一般職へ拡大し、平成22年度から係長職に実績評価を加え、平成28年度から部長級にも拡大し、職員の人材育成を目的に継続実施しています。勤勉手当への反映については、職員の不公平感の解消とモチベーション高揚という観点からも引き続き検討を進めております。

【平成22年度】歳入の執行事務について

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

7. 市営住宅使用料

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H29.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	住宅管理課	共益費の算定について	共益費は要綱に基づいて計算しているが、社団法人日本住宅建設産業協会賃貸管理委員会の賃貸住宅における「共益費」のあり方に関する研究報告書には、共益費として考えられる項目が示されている。 この共益費と市の共益費を比較した場合、共益費として収受すべきものを収受していないものが多数ある。市営住宅に居住する住民と市営住宅に居住しない住民の公平性を確保するためにも要綱の改正も視野にいれ検討すべきであると考え。	平成20年度に、「八尾市営住宅共益費徴収要綱」を改正し、全地域統一した金額で共益費を徴収するよう変更を行い、平成21年度から現行の共益費を徴収しています。 その要綱の中で5年毎に共益費対象額の実績を算定して金額を見直すことにしているため、平成25年度に検討を行った結果、金額改定を行わないことといたしました。 今後は、次回の見直し時期に向け、市営住宅を取り巻く状況の変化等を勘案しながら、費用項目の見直しの検討を行ってまいります。	平成20年度に、「八尾市営住宅共益費徴収要綱」を改正し、全地域統一した金額で共益費を徴収するよう変更を行い、平成21年度から現行の共益費を徴収しています。 その要綱の中で5年毎に共益費対象額の実績を算定して金額を見直すことにしているため、平成25年度に検討を行った結果、金額改定を行わないことといたしました。 今後は、次回の見直し時期に向け、市営住宅を取り巻く状況の変化等を勘案しながら、費用項目の見直しの検討を行ってまいります。

【平成23年度】教育行政における取組み等について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取組み等について

1. 学校規模の適正化について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H29.1.20 までの取組み等の内容と改善の方針	H29.7.20 までの取組み等の内容と改善の方針												
1	教育政策課	小規模校の適正化について	<p>小規模校が存在する中で、地理的条件等を考慮して監査人が再編可能であるとする学校園は次のとおりであり、規模の経済を享受しうる方策として検討すべきである。また、中学校が主体となって地域活動を実施するなどの地域性や、建替よりも建設費用が抑えられるなど効率性の観点から小中一貫校とすることが考えられる。次の2つのモデルでは(Ⅰ地区、Ⅱ地区)、幼稚園及び保育所も再編するモデルを想定している。</p> <table border="1" data-bbox="600 678 1043 1018"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th>学校園名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">Ⅰ地区</td> <td>A 中学校</td> </tr> <tr> <td>B 小学校</td> </tr> <tr> <td>C 小学校</td> </tr> <tr> <td>近隣の市立幼稚園</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">Ⅱ地区</td> <td>D 中学校</td> </tr> <tr> <td>E 小学校</td> </tr> <tr> <td>F 小学校</td> </tr> <tr> <td>近隣の市立保育所</td> </tr> </tbody> </table> <p>これら2つのモデルケースにおいては、各学校の地域性などは考慮していないため、これらを考慮した学校規模の適正化計画を策定したうえで、関係者間の合意形成を図っていくことが望まれる。</p> <p>なお、各学校園の建物のうち最も古い建物の建築年度の翌年度から起算して60年後に建て替えることを仮定しているが、建替時期は単に築年数で決まるわけではないことにも留意が必要である。</p> <p>2つのモデルケースについて、小規模校のままそれぞれで運営する場合に発生する施設投資額の合計額は21,519百万円に上る。</p>	地区	学校園名	Ⅰ地区	A 中学校	B 小学校	C 小学校	近隣の市立幼稚園	Ⅱ地区	D 中学校	E 小学校	F 小学校	近隣の市立保育所	<p>H29.1.20 までの取組み等の内容と改善の方針</p> <p>高安中学校区における施設一体型小・中学校については、保護者、地域住民の代表等により構成する「高安中学校区における施設一体型小・中学校 開校準備会」での検討を受け、新校舎棟・体育館棟の耐震補強工事及び改修工事等の整備事業を進め、平成 28 年4月に開校いたしました。</p> <p>また、桂中学校区については、平成 26 年5月より保護者、地域住民代表、小中学校長と協議を進めており、今後、中学校区の将来像等について、引き続き検討してまいります。</p> <p>なお、他の中学校区については、平成 22 年度の「八尾市立小・中学校適正規模等審議会」の答申に基づき、それぞれの中学校区の児童・生徒数等の動向を注視しつつ、地理的条件や地域性、効率性等、様々な観点を考慮しながら、引き続き検討してまいります。</p>	<p>H29.7.20 までの取組み等の内容と改善の方針</p> <p>高安中学校区における施設一体型小・中学校については、保護者、地域住民の代表等により構成する「高安中学校区における施設一体型小・中学校 開校準備会」での検討を受け、新校舎棟・体育館棟の耐震補強工事及び改修工事等の整備事業を進め、平成 28 年4月に開校いたしました。</p> <p>また、桂中学校区については、平成 26 年5月より保護者、地域住民代表、小中学校長と協議を進めており、今後、中学校区の将来像等について、引き続き検討してまいります。</p> <p>なお、他の中学校区については、平成 22 年度の「八尾市立小・中学校適正規模等審議会」の答申に基づき、それぞれの中学校区の児童・生徒数等の動向を注視しつつ、地理的条件や地域性、効率性等、様々な観点を考慮しながら、引き続き検討してまいります。</p>
地区	学校園名																
Ⅰ地区	A 中学校																
	B 小学校																
	C 小学校																
	近隣の市立幼稚園																
Ⅱ地区	D 中学校																
	E 小学校																
	F 小学校																
	近隣の市立保育所																

2. 市立幼稚園の運営について

(5)医療券(診療報酬請求書)について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H29.1.20 までの取組み等の内容と改善の方針	H29.7.20 までの取組み等の内容と改善の方針

2	学務給食課	医療券使用に係るチェックを実施すべきである	<p>診療報酬の支払については、市に提出された医療券が根拠資料となるが、実際に医療券どおりの診療が行われたかどうかについては何らチェックが実施されておらず、就学援助制度における医療券の比重は高まっているため、適切な管理・監督を実施すべきであると考えらる。</p> <p>なお、医療券のチェック方法としては以下のような方策が想定される。なお、これらの方策は専門性が高く、個人情報保護への配慮も必要であり、非常に困難と想定されるため、医療担当部署への実施依頼も検討すべきである。</p> <p>また、すべての医療券や医療機関について、以下のチェックを実施するのではなく、金額的な重要性やリスクを考慮して、サンプルベースで実施することが、費用対効果も勘案した中で現実的な対応と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関別の医療券使用状況の分析 ・ 健康保険のレセプト等関連する書類との照合 ・ 医療機関の視察、医療事務従事者に対する質問 	<p>医療機関別の医療券使用状況の分析結果を踏まえ、関係機関(医療保険者等)への協力依頼を行い、サンプルベースで健康保険のレセプトチェックを行える仕組みの構築に向け検討を行っております。</p> <p>また今後、医療券を使用した診療について、適切に行うよう医療機関に一層の周知を行ってまいります。</p>	<p>医療機関別の医療券使用状況の分析結果を踏まえ、関係機関(医療保険者等)への協力依頼を行い、サンプルベースで健康保険のレセプトチェックを行える仕組みの構築に向け検討を行っております。</p> <p>また今後、医療券を使用した診療について、適切に行うよう医療機関に一層の周知を行ってまいります。</p>
---	-------	-----------------------	---	--	--

**【平成25年度】公共資産(インフラ資産)の整備及び管理に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について
(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について**

2. 下水道について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H29.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	下水道経営企画課	長期的な経営方針の立案及び中長期的な経営計画の策定について	<p>下水道事業に係る長期的な経営シミュレーションが実施されていない。</p> <p>長期的な経営方針の立案及び中長期的計画の策定のためにも、10年を超える長期的な経営シミュレーションを実施する必要がある。</p>	<p>H29.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>中長期的な経営戦略については、平成28年7月、「公共下水道事業経営審議会」に諮問を行い、現在、当審議会において、答申の作成に向けた議論が進められているところです。</p>	<p>H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>公共下水道事業経営審議会にて中長期的な経営戦略の議論がなされ、計画期間平成30～42年度の投資財政計画を盛り込んだ「八尾市公共下水道事業経営戦略(案)」をまとめ、平成29年7月3日の公共下水道事業経営審議会に提出し、更なる議論を行っているところです。</p>

【平成26年度】生活保護事業に関する事務の執行について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

1. 生活保護事業の実施体制

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H29.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	人事課	より適切な生活保護事業執行のための体制整備について	<p>大阪府の訪問調査基準回数に準拠した訪問を実施できていない等、人員不足が市の生活保護事業の執行にとって制約となっている。</p> <p>市は、長期的にケースワーカーと査察指導員の増員を、当面は面接指導員やアルバイトの増員等、人</p>	<p>H29.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>生活福祉課職員を増員してきておりますが、現状では不足している状況です。長期的には採用計画に基づき、適正なケースワーカーと査察指導員の配置を実施し、当面は適正な面接指導員やアルバイトの配置を実施し、人員体制の整</p>	<p>H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>生活福祉課職員を増員してきておりますが、現状では不足している状況です。長期的には採用計画に基づき、適正なケースワーカーと査察指導員の配置を実施し、当面は適正な面接指導員やアルバイトの配置を実施し、人員体制の整</p>

		員体制の整備を図ることが必要である。	備を図ってまいります。	備を図ってまいります。
--	--	--------------------	-------------	-------------

【平成27年度】市単費事業に関する事務の執行について

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

1. 事務事業の評価の仕組み

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H29.1.20までの取り組み等の内容と改善の方針	H29.7.20までの取り組み等の内容と改善の方針
1	政策推進課	事務事業の見直し時における有効性の観点からの評価の活用について	<p>事務事業評価の「有効性」の観点における評価基準について、監査対象として抽出した市単費事業については、判断指標としてひとつの活動指標のみで評価しているケースが全31事業中、13事業と多く認められた。有効性を判断するためには、事務事業の中での数々の活動毎にこれらの成果を反映する指標をもって総合的に判断する必要がある。</p> <p>また、市が限られた行政資源を最大限に活用するためには、事業の「選択と集中」、「スクラップ&ビルド」の視点からの事務事業そのものの見直しや効率的・効果的な事業実施手法の見直しが求められる。PDCAサイクルによるマネジメントを強化するためにも代表の活動指標のみでなく、活動の種類毎の活動指標やこれらの成果指標(アウトカム指標)を追加設定し、これらの指標の実績をもって事務事業を評価し、事業の実施を検討することが必要である。</p>	<p>平成28年7月に実施した「実施計画策定等に関する説明会」の資料であるマニュアルに、事務事業の有効性をより適切に判断するための指標見直しの考え方として、代表の活動指標のみでなく、活動の種類毎の活動指標やこれらの成果指標(アウトカム指標)を追加設定する等の検討を行ったうえで指標設定するよう考え方を示し、可能なものについては、追加・変更を行い、その内容について本課で確認を行ったところであり、第7期実施計画において反映することとしております。</p>	<p>平成28年7月に実施した「実施計画策定等に関する説明会」の資料であるマニュアルに、事務事業の有効性をより適切に判断するための指標見直しの考え方として、代表の活動指標のみでなく、活動の種類毎の活動指標やこれらの成果指標(アウトカム指標)を追加設定する等の検討を行ったうえで指標設定するよう考え方を示し、可能なものについては、追加・変更を行い、その内容について本課で確認を行い、第7期実施計画において反映いたしました。</p> <p>今後も設定した複数の指標の実績をもって、事務事業の有効性等を適切に評価し、見直しや効率的・効果的な事業実施につなげてまいります。</p>
2	政策推進課 行政改革課 財政課	事務事業評価の次年度以降の予算への活用について	<p>事務事業の評価と予算との関連については、事業の実態に合致した活動指標、成果指標(アウトカム指標)で事業を評価して、事務事業を継続するか等の見直しを行い、適時にその結果を次年度以降の予算へ反映すべきである。</p> <p>事後評価を踏まえた事前評価及び実施計画策定を実施し、それを予算編成における事業の実施手法の確定に繋げていくことで、実効性のある事務事業の見直しとなる。</p> <p>市の現状をみると、実施計画策定に当たって、各所属に対し重点事業の候補を中心に政策推進課、財政課及び行政改革課による合同ヒアリングを行っているが、重点事業の検討に主眼が置かれ、その他の事業について、事業の効果を検討した上での事務事業そのものの見直しや、歳入との予算バランスを加味した各事業の費用の全体調整が十分になされていないと思われる。</p> <p>合同ヒアリングにおける三者が相互に連携して事業評価の情報を共有し、事務事業の見直しや予算の全体バランス調整を行って、その結果を予算へ反映することを検討されたい。三者の役割や実施事項を</p>	<p>平成28年7月に実施した「実施計画策定等に関する説明会」の資料であるマニュアルに、前年度の後評価内容を踏まえて次年度の事前評価を実施するよう明記いたしました。</p> <p>また、三者の役割について明確化し、政策推進課と財政課との連携については、政策推進課にて実施する施策担当課長対象のヒアリングを通して施策構成事務事業の優先順位をつけ、その後、実施する事務事業ヒアリングを財政課と政策推進課の合同で行うことにより、優先度情報を共有して予算編成に繋げ、各事業の全体調整を行いました。</p> <p>また、行政改革課は「八尾市行財政改革行動計画」を平成28年8月に策定し、着実な進捗管理を行うことで、予算等行政経営資源の確保につなげることにしました。</p> <p>今後は、これらの役割分担のもと、事務事業評価結果の予算への反映について更なる検討を進めてまいります。</p>	<p>平成28年7月に実施した「実施計画策定等に関する説明会」の資料であるマニュアルに、前年度の後評価内容を踏まえて次年度の事前評価を実施するよう明記いたしました。</p> <p>また、三者の役割について明確化し、政策推進課と財政課との連携については、政策推進課にて実施する施策担当課長対象のヒアリングを通して施策構成事務事業の優先順位をつけ、その後、実施する事務事業ヒアリングを財政課と政策推進課の合同で行うことにより、優先度情報を共有して予算編成に繋げ、各事業の全体調整を行いました。</p> <p>また、行政改革課は「八尾市行財政改革行動計画」を平成28年8月に策定し、着実な進捗管理を行うことで、予算等行政経営資源の確保につなげることにしました。</p> <p>今後は、これらの役割分担のもと、事務事業評価結果の予算への反映について更なる検討を進めてまいります。</p>

			明確にし、文書化して、当該仕組みを運用することが望まれる。		
3	政策推進課	事務事業評価に対するチェック機能の充実について	行政評価をより推進し、効率的・創造的なマネジメントを実施するためには、事後評価についても効果的なチェックが必要である。事務事業要約票の入力漏れ等の形式面はもとより、評価に有意義な指標に基づき、適切な実施計画を立案の上、実績評価が行われているか等の実質面にまで踏み込んだ所属内のチェックレベルを上げる取組みが望まれる。	平成27年度事後評価において、「次の改善につながる行政評価」の観点から、「実効性が高まる行政評価」となる様に各項目の入力に際しては十分留意する運用とし、各所属において決算参考資料としての決裁におけるチェックを徹底いたしました。 また、事後評価内容を踏まえ、部局マネジメント戦略設定を行うこととし、それぞれの部局及び所属における事後評価のチェックレベルの向上の取組みを進めているところです。	平成27年度事後評価において、「次の改善につながる行政評価」の観点から、「実効性が高まる行政評価」となる様に各項目の入力に際しては十分留意する運用とし、各所属において決算参考資料としての決裁におけるチェックを徹底いたしました。 また、事後評価内容を踏まえ、部局マネジメント戦略設定を行うこととし、それぞれの部局及び所属における事後評価のチェックレベルの向上の取組みを進めているところです。
4	政策推進課	事務事業評価の「効率性」の観点における評価方法について	事務事業評価の評価内容コメントにて直接人件費や間接人件費に関する記載がなく、人件費を含めたフルコストに関して実際に評価されていない。 現在は、フルコストの概念については参考取組みであるため、当該概念を「効率性」の評価の仕組みに取り入れていないとのことであるが、より効果的な効率性評価を実施するためにも、事業実施にはどれだけのコストがかかっているのかを各所属にさらに意識させ、フルコストの概念を包含した評価を行うべきである。	評価観点のうち、効率性評価を行う上で、直接事業費だけでなく、間接事業費・直接人件費・間接人件費を意識したフルコストの概念を包含した評価の仕組みの構築について、引き続き検討してまいります。	評価観点のうち、効率性評価を行う上で、直接事業費だけでなく、間接事業費・直接人件費・間接人件費を意識したフルコストの概念を包含した評価の仕組みの構築について、引き続き検討してまいります。
5	政策推進課	フルコスト(直接人件費及び間接人件費)の計算ロジックについて	現在の行政評価システムにおいて、直接人件費及び間接人件費は各事務事業の従事職員数データに会計毎の平均人件費単価が乗され算出されている。ここで従事割合については職員毎に見積もっているのに対して、平均人件費単価については会計毎に単一単価として計算されている。今後は、各事業の評価判断に資するより精緻なフルコストの算出が必要になってくると考えられるため、平均人件費単価については少なくとも役職毎に設定する必要がある。	システムの機能上、現時点では平均人件費単価を役職ごとに設定することは出来ませんが、人事担当部門と連携し、各事業の評価に資する観点で最適なフルコストを算出する仕組みの構築について、引き続き検討してまいります。	現在平均人件費単価を役職ごとに設定するようシステムの機能改修作業を行っており、人事担当部門と連携し、各事業の評価に資する観点で最適なフルコストを算出する仕組みの構築準備を進めているところです。
6	政策推進課	事務事業の従事職員数の入力について	行政評価システムにおいて、各事務事業における従事職員数の入力については毎年7月に1度のみ実施されている。そのため、直接人件費と間接人件費の実績値は、計画時における従事職員数をもとに計算されている状況にある。実際の事務事業が進んでいく過程において、当初の従事割合と異なる割合で事業が行われるケースもあることから、実態に合った直接人件費及び間接人件費を計算するため、事後評価時に実績ベースでの従事職員数を入力することを検討すべきである。	平成27年度の事後評価実施時に、従事職員数の入力を導入することを検討いたしましたが、現在のシステムの機能では、実績ベースでの従事職員数の入力が入力各事業の評価に資するフルコスト計算に直結しがたいと判断し、上記4における対応と合わせて引き続き検討してまいります。	平成27年度の事後評価実施時に、従事職員数の入力を導入することを検討いたしましたが、現在のシステムの機能では、実績ベースでの従事職員数の入力が入力各事業の評価に資するフルコスト計算に直結しがたいと判断し、上記4における対応と合わせて引き続き検討してまいります。

2. 市単費事業

(9) 特定呼吸器疾病予防回復事業

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H29.1.20 までの取組み等の内容と改善の方針	H29.7.20 までの取組み等の内容と改善の方針
----	-----	----	-----------	---------------------------	---------------------------

7	健康推進課	活動指標の再設定の必要性について	支給者延人数を活動指標としており、その数が多いほど活動指標が良くなるという設定になっている。直近3年の評価はDが継続しているが、市にとっても社会にとっても罹患患者が減少することが望ましいといえる。そのため、例えば、支給者延人数の減少数を活動指標として設定し、毎年度、支給者の減少数が多いほど活動指標が良くなるといったように、新たな活動指標を設定すべきである。	当該事業は現在、事業のあり方そのものについて見直しを進めており、活動指標の設定についても引き続き検討を行っております。	当該事業は現在、事業のあり方そのものについて見直しを進めており、活動指標の設定についても引き続き検討を行っております。
8	健康推進課	事業廃止に向けての検討について	<p>当該事業は、八尾市内在住で本市に住民登録をしている満15歳未満で気管支ぜん息等の罹患患者に対して、奨励金支給要件(月に1回以上の入院または3日以上通院)に該当する月に対して奨励金(月額2,000円)を支給する事業であるが、一方、市には、医療機関等で診療や薬剤支給等を受けたときに負担する保険診療(3割または2割負担)の自己負担金から一部自己負担金(1つの医療機関につき1日500円を限度として、月2回まで)を控除した額が助成される『子ども医療費助成制度』があり、その対象者は当該事業の対象者と同一である。</p> <p>そのため、当該特定呼吸器疾病予防回復事業制度を利用できる患者が、1つの医療機関のみの受診となった場合、医療費の上限は月額1,000円となる一方、2,000円の奨励金が支給されるため、負担額以上に受領できることとなる。</p> <p>こども医療費助成制度により、患者並びに保護者の経済的負担が軽減される状況に鑑みれば、厳しい財政状況の中、より効率的、効果的な事務事業の執行を踏まえ、将来的には事業廃止に向けて検討することが望まれる。</p>	当該事業について、事業開始当初の時代背景と現状の比較や、実施内容が実施目的の達成に資する内容となっているか等について、現在、再検証を進めており、事業廃止も視野に入れつつ、見直しについて、引き続き検討を行っております。	当該事業について、事業開始当初の時代背景と現状の比較や、実施内容が実施目的の達成に資する内容となっているか等について、現在、再検証を進めており、事業廃止も視野に入れつつ、見直しについて引き続き検討を行っております。

(14) 環境衛生防疫業務

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H29.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
9	環境事業課	事務事業の評価指標の追加設定について	<p>活動指標として「臨時薬剤散布件数」を設定しているが、主たる事業活動である定期薬剤散布に係る活動指標が設定されていない。また、事業の成果を示す成果指標(アウトカム指標)も設定されていない状況にある。</p> <p>事務事業評価をより効果的なものにするため、主たる事業活動たる定期薬剤散布に係る活動指標を追加設定するとともに、成果指標(アウトカム指標)として、市民からの苦情・相談件数といった指標の追加設定を検討し、事務事業評価に活用すべきである。</p>	第7期実施計画において、評価指標の見直しを図り、定期薬剤散布に係る活動指標として、公共水路や公園への年間薬剤散布回数を新たに追加設定することとしております。成果指標(アウトカム指標)の設定については、引き続き検討を進めてまいります。	第7期実施計画において、定期薬剤散布に係る活動指標として、公共水路や公園への年間防除薬剤定期散布回数を新たに設定いたしました。 (措置済み) 成果指標(アウトカム指標)の設定については、引き続き検討を進めてまいります。

(18) 公園・緑地整備事業

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H29.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
----	-----	----	-----------	----------------------------	----------------------------

10	みどり課	総合計画における目標値に基づく活動指標の設定について	<p>活動指標として「公園整備面積」、「市民1人当たり公園面積」、「市の面積に占める公園面積の割合」を利用しているが、平成26年度において「公園整備面積」については計画値を大幅に達成しているにもかかわらず、総合計画における目標値を各年度に按分することで設定している「市民1人当たり公園面積」、「市の面積に占める公園面積の割合」については計画値を達成していないという指標間における評価の不整合が生じている。適切に事務事業の実施状況を評価し、中長期にわたり計画的な公園整備を進めるため、「公園整備面積」についても総合計画における目標値を各年度に按分し計画値を設定することを検討すべきである。</p> <p>また、市民1人当たり公園面積、市の面積に占める公園面積の割合については特例市間比較指標であるが、市では他の特例市における平成26年度と同指標を入手していない。他の特例市における同指標を入手のうえ、比較・分析することで総合計画における目標値を設定することを検討すべきである。</p>	<p>適切に事務事業の実施状況を評価し、中長期にわたり計画的な公園整備を進めるため、第7期実施計画の策定における「公園整備面積」の目標値については、総合計画における目標値を各年度に按分した計画値を設定することとしております。</p> <p>また、次期総合計画における目標値の設定については、「市民1人当たり公園面積」、「市の面積に占める公園面積の割合」の指標のあり方も含めた検討を進めてまいります。</p>	<p>適切に事務事業の実施状況を評価し、中長期にわたり計画的な公園整備を進めるため、第7期実施計画の策定における「公園整備面積」の目標値については、総合計画における目標値を各年度に按分した計画値を設定いたしました。</p> <p>(措置済み)</p> <p>また、次期総合計画における目標値の設定については、「市民1人当たり公園面積」、「市の面積に占める公園面積の割合」の指標のあり方も含めた検討を進めてまいります。</p>
----	------	----------------------------	---	---	---

(22) 学校園安全対策推進事業

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H29.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
11	教育政策課	安全対策推進員の配置業務の評価指標及び業務の実施方法について	<p>学校園安全対策推進事業では、シルバー人材センター等に委託し、各学校園に安全対策推進員の配置を行っているが、現在の活動指標に安全対策推進員の評価に関する指標が設定されていない。</p> <p>平成26年度の当該事業の決算額について、事業費に占める委託料の割合は8割を超えており、予算や決算における金額的重要性に応じて安全対策推進員の活動時間等も活動指標として設定することが必要である。</p> <p>また、安全対策推進員の配置は、一律シルバー人材センター等への委託で行われているが、他自治体では、有償ボランティアや専門の警備会社への委託という形で実施されている事例もある。参画と協働のまちづくり推進度という観点からは、PTAや地域ボランティアが活動に参画する度合いを高めていくとともに、有償ボランティアや専門の警備会社への委託におけるメリット・デメリットを整理し、実施方法について、より3E(経済性、効率性、有効性)を考慮した検討を行うべきである。</p>	<p>H29.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>第7期実施計画の策定において、適切な評価指標の設定を検討し、「機械警備及び巡回」を指標から削除した上で、「安全対策推進員配置率」を設定することとしております。</p> <p>また、事業の実施方法について、平成29年度については引き続き、現行のシルバー人材センター等への委託によることとしておりますが、府下各市等他市の実施状況や地域の意見等も踏まえ、地域との連携による実施等、他の手法による実施の可能性について、引き続き検討を行ってまいります。</p>	<p>H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>第7期実施計画の策定において、適切な評価指標の設定を検討し、「機械警備及び巡回」を指標から削除した上で、「安全対策推進員配置率」を設定いたしました。</p> <p>(措置済み)</p> <p>また、事業の実施方法については、現行はシルバー人材センター等への委託によることとしておりますが、府下各市等他市の実施状況や地域の意見等も踏まえ、地域との連携による実施等、他の手法による実施の可能性について、引き続き検討を行ってまいります。</p>

(23) 図書館サービスの充実事業

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H29.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
12	八尾図書館	公設図書館の運営方法の検討について	<p>より効率的かつ効果的な図書館運営を行っていくには、他自治体の公設図書館の取組みを参考とするとともに、民間事業者のノウハウも積極的に取り入れ</p>	<p>H29.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>図書館の運営方法については、これまでも民間事業者のノウハウを取り入れておりますが、他の3館のうち特に山本図書館・志紀図書館に</p>	<p>H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>図書館の運営方法については、これまでも民間事業者のノウハウを取り入れておりますが、他の3館のうち特に山本図書館・志紀図書館に</p>

			ていくことも重要である。 市は平成 27 年度に開設した龍華図書館において指定管理者制度を導入した。市直営施設においては、指定管理者のノウハウを研究し、より良い取組みは吸収していくとともに、現在の龍華図書館の運営状況や利用者の評価を踏まえて検証した上で、効果が高いとなれば、他の3図書館においても指定管理者による運営について引き続き検討されたい。	おける指定管理者制度の導入については、さらなる検証が必要であるため、意見を踏まえ引き続き検討を進めてまいります。	おける指定管理者制度の導入については、さらなる検証が必要であるため、意見を踏まえ引き続き検討を進めてまいります。
--	--	--	--	--	--

(28) 子どもが輝く学校園づくり総合支援事業

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H29.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
13	指導課	事業目的の明確化及び目的に合致した使途の確認について	子どもが輝く学校園づくり総合支援事業の目的は学力向上から教職員の資質向上まで多種多様に及んでいる。特色ある学校園づくりには学校長の裁量により一定程度の予算を確保することも必要ではあるが、学校園管理運営事業等他事業の補完となっているのであれば、特色ある学校園づくりには関連性は低く、当該他事業において支出すべきであるため、事業目的を明確化し、計画書や実施報告書の内容を精査することが必要である。 監査人がサンプル抽出したA中学校では、「学校園安全対策推進事業」と重複するものや、学校園管理運営事業において支出すべきものと考えられるものがあつた。 特に、サンプルの支出においては、宛名や明細がなく内容が不明なものがあることから、担当所属においては事業目的に合致した使途の確認や添付書類に関する指導を適切に実施することが求められる。	H29.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針 事業を実施する学校園に対しては、事業目的に合致した使途の確認や添付書類の内容に齟齬がないよう、校長会において市内の全小中学校に周知し、指導を徹底いたしました。 (措置済み) また、事業目的の明確化については、当該事業が従前の9つの事業を集約して構築されており、様々な取組み項目が混在している形態であるため、現在も引き続き検討を進めているところです。	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針 事業を実施する学校園に対しては、事業目的に合致した使途の確認や添付書類の内容に齟齬がないよう、校長会において市内の全小中学校に周知し、指導を徹底いたしました。 (措置済み) 事業目的の明確化については、平成 29 年度中に、他自治体における類似事業の実施状況について照会する予定であり、その調査結果を踏まえて検討を進めてまいります。
14	指導課	他自治体における実施状況の調査と比較検討について	子どもが輝く学校園づくり総合支援事業については、他自治体における同種事業の実施状況は「不明」としているが、学校園の規模に応じて支給している金額の妥当性を検討するには他自治体での実施状況を調査することが必要である。すなわち従来の事業内容や予算額を踏襲するのではなく、他自治体での実施状況や支給金額を調査した上で、事業内容を見直し、支給対象や支給金額を設定すべきである。 しかし、魅力ある学校園づくりには各学校園一律に実施される事業よりも、学校長の裁量で実施可能な予算枠の設定も必要であると認められることから、市民に明瞭な形で「子どもが輝く学校園づくり」を定義した上で、事業内容を再構築し、妥当な支給金額を設定することが求められる。	いくつかの他自治体へ聞き取りを行いました。既知の情報において、本市が実施しているように様々な取組みを一本化して集約し、その中で実施するものを選択して実施するといった、総合的な事業として実施している自治体が見当たらない状況にあります。 よって、改めて近傍自治体に対して照会した結果において、類似の取り組みを調査研究してまいります。	平成 29 年度中に、他自治体における類似事業の実施状況について照会する予定であり、その調査結果を踏まえて、事業内容等について検証してまいります。
15	指導課	活動指標の設定における合理性について	子どもが輝く学校園づくり総合支援事業では、「総合的な学習の時間数の達成」を活動指標の一つとしており、平成 26 年度は計画値、実績値ともに 100%となり、目標を達成している。しかし、総合的な学習の	平成 27 年度からは、従来から評価指標の一つであった「めざす子どもの姿の達成率の平均」という成果指標(アウトカム指標)を代表指標とし	成果指標(アウトカム指標)については、平成 27 年度より、「めざす子どもの姿の達成率」の平均値に関する指標を代表指標として設定してお

		<p>時間は学校教育法施行規則第 50 条や学習指導要領等で定められたものであり、100%を達成する必要がある。したがって、「総合的な学習の時間数の達成」を評価指標とした場合、実際の業務実施努力と関係なく目標が達成されるため、評価指標として相応しくないと考える。</p> <p>活動指標としても、成果指標(アウトカム指標)としても業務実施努力が数値に反映する指標とすることが望ましく、「地域や学校、児童の実態に応じて、教科の枠を超えた横断的・総合的な学習、探求的な学習、児童の興味・関心等に基づく学習等創意工夫を生かした教育活動を行うこと」といった総合学習の目的に沿った新たな評価指標を設定することを検討すべきである。</p>	<p>で設定しております。</p> <p>活動指標の設定においては、「総合的な学習の時間数の達成」以外の指標について検討した結果、第6期実施計画から設定されている「小中連携会議の実施校区数」と「あいさつ運動実施校数の割合」を7期実施計画においても設定することとしておりますが、より適切な評価指標の設定をめざし、近傍自治体への照会結果も踏まえるなど、引き続き検討を続けてまいります。</p>	<p>ります。</p> <p>活動指標の設定においては、「総合的な学習の時間数の達成」以外の指標について検討した結果、「小中連携会議の実施校区数」と「あいさつ運動実施校数の割合」を第7期実施計画において設定いたしました。より適切な評価指標の設定も視野に入れ、他自治体への照会結果も踏まえるなど、引き続き検討を続けてまいります。</p>
--	--	---	--	---

(30) 帰国・外国人児童生徒受入等支援事業

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H29.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
16	人権教育課	活動指標の計画値や実績値の見直しについて	<p>帰国・外国人児童生徒受入等支援事業では、「日本語指導等の派遣時間数」を活動指標の一つとしているが、実績値が計画値を大きく上回っている状況が続いている。</p> <p>市教育委員会は、日本語指導が必要な児童生徒数が年々増加していることに加えて、計画値を設定した当初は言語介助員を派遣する事業が別事業として実施されており、日本語指導補助員等を派遣した時間のみを基礎として見積もっていたが、言語介助員の活動時間も含めたため、実績よりも低い数値になっていた、と説明している。しかし、実績数値の測定方法は「日本語指導補助員・支援員を派遣した時間」とされており、言語介助員の活動時間を実績値に含めるべきではなく、新たに言語介助員の派遣が事業に追加されたのであれば、別途活動指標を追加するか、実績数値の測定方法に言語介助員の活動時間を追加すべきと考える。</p> <p>活動指標の達成状況は事務事業評価を行う際の重要な指標の一つになることから、計画数値の設定方法や実績数値の測定方法を明確に定義するとともに、事業内容に変化があった場合には随時、計画数値の設定方法や実績数値の測定方法を見直すべきである。</p>	<p>H29.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>第7期実施計画策定においては、言語介助員の活動時間を追加する方向で検討してまいりましたが、第5次総合計画に当該事業に関する内容が記載されているため、改めて、日本語指導補助員・支援員に加えて言語介助員の活動時間も含めるか否かを検討し、実績数値の測定方法・計画値・実績値について整合性をとる形で次期総合計画に位置付けるよう、検討を進めてまいります。</p>	<p>H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>現在、当該指標の実績数値の測定方法に言語介助員の活動時間を含めるか否か、別途活動指標を追加するかについて、検討を進めているところです。</p> <p>実績数値の測定方法・計画値・実績値について整合性をとる形で、次期総合計画に反映できるよう、引き続き検討を進めてまいります。</p>

【平成28年度】外郭団体の財務に関する事務の執行及び当該外郭団体の出納その他の事務の執行について
(監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づく監査の結果に対する措置について
 2. 個別の外郭団体・団体所管課に対する結果

(2) 公益財団法人八尾市国際交流センター

番号	所管課・団体	項目	監査の結果(要旨)	H29.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	国際交流センター	財務諸表に対する注記について	<p>財務諸表について、実態に沿った次のとおり注記をすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「重要な会計方針」には保有する有価証券の評価方法を記載する。 ・「固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高」の取得価額には固定資産を取得したときの価額を記載する。 ・「補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高」の当期末残高は、翌期に繰越すものがない場合にはゼロとする。 		<p>平成 28 年度決算において、「財務諸表に対する注記」の記載内容を以下のとおりとしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「重要な会計方針」には保有する有価証券の評価方法を記載する。 ・「補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高」の当期末残高は、翌期に繰越すものがない場合にはゼロとする。 <p>(措置済み)</p> <p>なお、「固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高」の取得価額については、固定資産を取得したときの価額を記載するよう、会計システムの変更作業を進めているところです。</p>

(5) 公益社団法人八尾市シルバー人材センター

番号	所管課・団体	項目	監査の結果(要旨)	H29.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
2	シルバー人材センター	退職給付引当金の計上不足について	<p>退職給付引当金について、要支給額の多寡に関わらず平成 24 年度より毎年度 2,000 千円の退職給付引当金の積み増しを行っており、平成 27 年度決算においては要支給額(退職金共済給付額控除後) 30,407 千円に対して、退職給付引当金は 8,000 千円しか計上されていない。</p> <p>財務諸表の注記に記載している退職給付引当金の計上方法に従い、要支給額(退職金共済給付額控除後)を退職給付引当金として計上すべきである。</p>		<p>財務諸表の注記に記載している退職給付引当金の計上方法に従い、平成 29 年度決算において要支給額と同額の退職給付引当金を計上する予定です。</p>

(6) 八尾モール株式会社

番号	所管課・団体	項目	監査の結果(要旨)	H29.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
3	八尾モール	決算公告の未実施について	<p>八尾モールは日本経済新聞による決算公告は実施せず、自社のウェブページも作成していないため、定款に基づき日本経済新聞による決算公告をすべきである。または、新聞に掲載するコストを考慮し、自社のウェブページを作成し、決算内容を公開したうえで、電磁的公告を行う旨定款変更するか、あるいは、定款を変更せず、自社のウェブページを作成し、決算内容を公開したうえで、当該ウェブページを登記することも検討されたい。</p>		<p>決算公告について、自社ホームページでの公告に係る費用等を調査し、定款どおり公告を行うか、ウェブページでの公告を行うかの検討を行っております。その検討結果に基づいて、第 43 期中(H28.10.1～H29.9.30)に決算公告をどの方法で行うか決定をし、第 43 期の決算から、決算内容の公告を行う予定です。</p>
4	八尾モール	引当金の計上要否の見直しについて	<p>修繕引当金や環境整備引当金といった、「中小企業の会計に関する基本要領」に定められた引当金の計上要件を満たさない引当金については計上すべきではない。</p> <p>また、賞与引当金については、「翌期に従業員に対して支給する賞与の見積額のうち、当期の負担に属する部分の金額を計上する」とする上記の基本要</p>		<p>賞与引当金については、第 42 期(H27.10.1～H28.9.30)の決算において計上いたしました。</p> <p>(措置済み)</p> <p>また、修繕引当金、環境整備引当金の処理方法については、顧問税理士、監査役に相談の上、第 43 期中(H28.10.1～H29.9.30)に決定する予定です。</p>

			額に従い、翌年度の賞与支払見積額のうち当年度に対応する部分について、賞与引当金を計上すべきである。なお、平成 27 年 12 月の賞与支給額は 4,167 千円(6か月相当分)であったため、その4か月相当分約 2,778 千円の賞与引当金を計上すべきであった。		
--	--	--	--	--	--

(9)八尾シティネット株式会社

番号	所管課・団体	項目	監査の結果(要旨)	H29.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
5	八尾シティネット	決算公告の未実施について	八尾シティネットは官報による決算公告は実施せず、自社のウェブページでの公表も行っていないため、自社のウェブページで決算内容を公開した上で、電子公告をする旨定款変更するか、又は貸借対照表が掲載されるウェブページの登記を実施すべきである。		決算公告については、電子公告も含め検討しましたが、信頼性、事務効率の面からも官報公告が適当と判断し、定款に基づき、官報により実施することいたしました。 現在、第 21 期(平成 28 年度)決算公告について、官報への掲載作業を進めているところです。

(11)公益財団法人八尾市文化財調査研究会

番号	所管課・団体	項目	監査の結果(要旨)	H29.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
6	文化財調査研究会	指定管理事業で購入した備品の会計処理の誤りについて	平成 27 年度の指定管理事業において、文化財調査研究会はスキャナーの購入 26,422 円、FAXの買い替え 16,683 円を施設修繕として計上しているが、これらは新たな物品の購入であるため、備品費に計上すべきである。 また、購入された2点の備品は修繕費と判断されたため、市の備品台帳に登録されていないが、指定管理事業で購入した備品は市の財産であり、市は市財務規則第 163 条第1号により1万円を超える備品は備品台帳に登録することとしている。2点ともに備品台帳の登録基準を超えているため、市の備品台帳に計上し、継続して管理すべきである。 修繕費と備品費の区別を適切に実施し、市の財産となるものを判別するため、市と文化財調査研究会とで協議を行い、具体的な備品台帳の登録基準やマニュアルを策定することを検討されたい。		修繕費と備品費については、市と文化財調査研究会とで協議を行った上で、市の財産となるものについては、適切に区分して管理するよう取り組んでまいります。 また、今後、施設の管理運営業務に関する協定書において、備品の取扱いについて定めるよう検討してまいります。
7	文化財調査研究会	埋蔵文化財調査事業における収益計上について	平成 27 年度末の貸借対照表には前受金約 60 百万円が計上されているため、残高5百万円超かつ 10 年以上滞留しているものについて、ヒアリングとサンプルテストを実施したところ、契約書上の履行期間は完了しているが、図面・写真・報告文・全体編集等の「記録・保存のための発掘調査」が完了していないとして、契約金額の一部が前受金として貸借対照表に計上されたままであり、収益計上がなされていないことが判明した。 契約書に記録・保存のための発掘調査に関する記載はないため、契約先への報告書提出の時点で契約金額の全額を収益計上すべきであり、契約期間終		今後5年を目処に、記録・保存のための発掘調査に伴う報告書の刊行を完了するために、調査計画をすみやかに策定した上で、残留している前受金を収益に振り替える予定としております。 また、「記録・保存のための発掘調査」(以下内業という。)を含めた契約期間の設定に努め、現地における発掘調査が長期間にわたる場合は、内業は別の期間を設けて契約する等して、前受金が発生しないよう努めてまいります。

			<p>了後に記録・保存のための発掘調査に関する費用支出が合理的に見積もることができるのであれば、引当金の計上も検討すべきである。</p> <p>あるいは、現状のように発掘調査全体の進捗に応じて収益計上するのであれば、少なくとも契約書に記録・保存のための発掘調査の実施とその期間を明確に示すべきである。</p> <p>また、人員不足の中、記録・保存のための発掘調査まで手が回らない状態とのことであるが、10年超も発掘調査全体が終了していない状況は事業遂行上問題があると思われる。なお、市文化財調査研究会は5年を目処に記録・保存のための発掘調査を完了し、残留している前受金を収益に振り替えるとし、市にもその旨報告しているが、これらの調査の早期完了に向けた具体的な対策も行うべきである。</p>		
--	--	--	--	--	--

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

1. 市に対する全般的意見

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	H29.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	行政改革課	外郭団体の定義のさらなる明確化について	<p>外郭団体の定義として、市は「設立について市が主体的に関与したもので、市の出資または補助金の交付による財政的関与、または市職員の派遣による人的関与を行っている公益認定法人(公益財団法人・公益社団法人)、一般法人(一般財団法人・一般社団法人)、株式会社等」としている。</p> <p>将来的に市本体の財政に及ぼす影響を考慮し、まず、①「設立について市が主体的に関与したもの」かどうかで判定し、主体的に関与しなくても②「市の出資」が一定割合を超えるものかどうかで判定する、といった外郭団体の定義の適用に関するフローを明確化すべきである。</p> <p>また、財政的関与や人的関与については量的基準が明確ではなく、その設定も困難であるため、財政的関与や人的関与がある団体のうち「特に指導・監督が必要な団体」については外郭団体とするような定義の改定を検討されたい。</p>		<p>現在、外郭団体に対する市の関与のあり方に関する考え方を整理しており、その中で、外郭団体の定義の明確化に向けた検討を進めているところです。</p>
2	行政改革課	所管課のモニタリング状況の確認について	<p>外郭団体の経営状況や財政状態に対するモニタリングは所管課が実施しているが、庁内連絡調整会議等において、所管課がモニタリングの実施状況の報告を行い、所管課の外郭団体に対するモニタリングが有効に機能しているかを行政改革課が確認することを検討されたい。</p>		<p>所管課の外郭団体に対するモニタリングの仕組みの構築とともに、モニタリングが有効に機能しているかを確認する手法について検討を進めているところです。</p>
3	行政改革課 所管課	モニタリングにおけるチェックリストの活用について	<p>外郭団体に対する所管課のモニタリングの方法についてチェックリスト等はなく、どのような視点で外郭団体の運営や財政状態をモニタリングしているのかについても明確ではない。</p> <p>市が平成14年に策定した「外郭団体の見直し方</p>		<p>現在、外郭団体に対する市の関与のあり方に関する考え方を整理しており、その中で、外郭団体の運営や財政状態をモニタリングする仕組みの構築について検討を進めているところです。</p>

			策]では、所管部(課)用と企画調整部(行政改革課)用のチェックリストが作成されているが、外郭団体の必要性やあり方は時代に応じて移り変わるものであり、適宜チェックすることが必要である。 新たに現状に合う形でチェックリストを更新し、所管課の外郭団体のモニタリングや次の行財政改革プログラム等の見直しに活用すべきである。		
4	行政改革課 所管課	情報公開資料の公開遅れと各団体の決算書との不整合について	情報公開資料の会計数値について、各外郭団体の決算書との不整合がある団体(社会福祉協議会、八尾シティネット)や外郭団体の情報公開資料で補助金や委託料の内容が記載されていない等内容が不十分な団体(やおコミュニティ放送、国際交流センター)があった。また、現在の情報公開資料の様式では指定管理料の記載箇所がないため、指定管理者となっている全ての外郭団体でその金額が記載されていない。 市は所管課のモニタリング機能や決算書の分析能力を向上させるため、公認会計士や税理士等の会計専門家を活用し、各外郭団体の決算書の見方や分析方法について所管課職員を対象に研修を行うことを検討されたい。 また、行政改革課においては外郭団体の記載内容の統一化をさらに進めるとともに、所管課においては情報公開資料の充実を自ら積極的に行い、9月市議会終了後、ただちに情報公開資料を市の外郭団体に関するホームページにアップする運用を徹底すべきである。		現在、所管課の外郭団体に対するモニタリングの仕組みの構築について検討を進めているところです。その中で、所管課のモニタリング機能や決算書の分析能力を向上させるための取り組みや、外郭団体の記載内容の統一化を進めるための手法についても、検討を進めてまいります。 さらに、9月市議会終了後、ただちに情報公開資料を市の外郭団体に関するホームページにアップする運用の徹底に努めてまいります。

2. 個別の外郭団体・団体所管課に対する意見

(1) やおコミュニティ放送株式会社

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	H29.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
5	やおコミュニティ放送	中期計画の策定について	メディアの多様化により、FM放送の地域における役割を捉え直す必要がある。すなわち、コミュニティFMを主体とした現在の会社の存在意義や事業をあらためて見直し、新たな役割や取組について検討することが求められている(例えば、観光協会等との連携を強化し、市の文化施設や観光資源等のPRに関する情報サービスの実施等)。 したがって、具体的な繰越損失の解消計画や人員計画のみならず、将来の新たなビジョンや経営戦略も定めた中期計画を策定すべきである。		難聴地域の改善に取り組むとともに、新たな役割や取組を含めた今後の営業方針の検討を行い、将来の新たなビジョンや経営戦略も定めた中期計画の策定に向けた検討を進めてまいります。
6	市政情報課	外郭団体に関する情報公開の内容について	外郭団体への監督や公開情報の充実という観点から、外郭団体に関する情報公開資料において、委託料の事業名について記載すべきである。具体的には、市はやおコミュニティ放送に対し、主に市政情報に関する番組作成及び放送等の業務を委託している		平成 28 年度分の情報公開資料から、委託料の事業名等を記載するようにいたします。

			ため、その旨を記載すべきである。		
7	やおコミュニティ放送	随意契約の可否に関する規程の明文化について	<p>やおコミュニティ放送における物品の購入は「物品の購入及び経費の申請・精算に関する内規」に基づき実施されているが、随意契約の可否に関する規程について明文化されていない。</p> <p>実際の運営においては、社長決裁が必要な10万円以上の備品について相見積を実施しているとのことであるが、随意契約の可否に関して規程により明文化されていない場合、契約事務処理が属人化し、十分な引継ぎができず、適切な業務処理が継続的に実施されないおそれがあるため、規程の作成を検討すべきである。規程作成に当たっては、市が示す「随意契約のガイドライン」等を参考とされたい。</p>		適切な事務処理を行えるよう、随意契約の可否に関する規程の策定を進めてまいります。

(2) 公益財団法人八尾市国際交流センター

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	H29.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
8	国際交流センター	中期計画の策定について	<p>自立した法人運営を実現するために、法人の方向性を検討し、市からの委託事業を受ける、法人独自の事業を検討する等の法人運営の具体的な方針を策定すべきである。</p> <p>また、各事業への目標参加人数や、新たな事業への取組に対応するための人員計画等を定めた中期計画を策定し、これに基づいて事業運営すべきである。</p> <p>なお、中期計画の策定にあたっては、市の国際交流及び多文化共生に関する事業との連携を図る必要がある。</p>		<p>公益財団法人としての役割の明確化と独自性が求められていること、また、八尾市多文化共生推進計画との整合性を図る観点から、平成28年度第4回理事会(平成29年3月開催)を経て、大卒の事業について明記した中期計画(平成29年度～32年度)を策定いたしました。この中期計画をもとに、各事業への目標参加人数等も決めました。</p> <p>(措置済み)</p> <p>また、新たな事業への取組に対応するための人員計画等については、所管課と協議のもと検討を進めてまいります。</p>
9	文化国際課	事業モニタリングの実施時期及び方針について	<p>外郭団体の事業実施状況等に関して、改善や方針転換を行うには適時にモニタリングを実施し、必要に応じて外郭団体との協議を行うことが必要であるため、現在年に1回実施している事業モニタリングについて実施時期を増やすとともに、決算終了後速やかに実施すべきである。</p> <p>また、事業モニタリングは翌年度以降の実施事業の内容にもつながる重要な事項であるため、評価方針を定めるとともに、評価結果を法人と共有し、翌年度以降の事業計画の見直しに活かすなどの評価結果の活用方針を定める必要がある。</p>		<p>評価結果を次年度の事業計画の立案に活用できるように、事業モニタリングの実施を決算後速やかに行う等、適時にモニタリングを行う手法について検討してまいります。</p>
10	国際交流センター 文化国際課	補助金のあり方について	<p>平成27年度の補助金交付にあたっては、事業費については補助対象経費が明確になっていないなど、具体的な積算根拠がなく、人件費の全額及び事業費の一部が交付されている。</p> <p>事業費については補助対象経費を明確にしたうえで補助金の積算を具体的に行い、補助金の必要性について再検討すべきである。特に人件費の中で</p>		<p>補助金交付要綱の見直しにより、事業費の補助対象経費を明確にし、具体的な積算に基づき補助金を交付するように改めるよう検討を行っているところです。</p> <p>人件費補助については、市の方針等を踏まえ、今後のあり方を検討してまいります。</p>

			も、管理人員費については外郭団体での自主性を持った運営を確保するためにも、将来的には委託事業の増加等、補助金以外の財源によって賄うことを検討すべきである。		
11	文化国際課	情報公開資料への記載事項の充実について	情報公開資料において、「外郭団体への関与の状況」として市から外郭団体への補助金等の支出状況が公開されているが、補助金の目的、内容、算出根拠等は記載されていない。 市から外郭団体に交付される補助金の目的、内容、算出根拠等は重要な情報であるため、情報公開資料にて公開すべきである。		平成 28 年度分の情報公開資料から、補助金の目的、内容、算出根拠等についても、適正に記載いたします。

(3) 公益財団法人八尾市文化振興事業団

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	H29.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
12	文化振興事業団	法人全体の中期計画等の策定について	文化会館及び生涯学習センターのそれぞれにつき、今後の施設の運営方針等を作成しているが、法人全体の中期計画や運用方針等は作成されていないため、各施設の実施事業のみにとられず、法人の方向性や新規の事業展開等も見据えた法人全体としての経営計画を作成することが必要である。 また、各施設の専門性の確保と少人数での組織編成の課題は理解するが、法人全体としての組織運営風土の醸成のために、文化会館と生涯学習センター間のさらなる人事交流も検討されたい。		法人の方向性や新規の事業展開等も見据えた法人全体としての経営計画につきまして、検討してまいります。 施設間の人事交流については、従前から、必要に応じて監督職クラスからスタッフ職までの施設間の異動をおこなってまいりましたが、近年においては職員異動がなされていなかったため、今後はこちらを踏まえ、対応してまいります。
13	生涯学習スポーツ課 行政改革課	指定管理施設の業績評価結果の活用の改善について	毎年度、所管課はモニタリングチェックシートに基づいて指定管理者のモニタリングを実施しているが、その効果を高めるために、モニタリングチェックシートにはチェック後の対応欄を設けるべきである。 また、モニタリング実施後には評価結果について指定管理者と協議しているが、生涯学習スポーツ課では協議結果を残していないため、協議結果を記録することで、後日結果を振り返り、業務に活用できるようにすべきである。		生涯学習スポーツ課では、平成 29 年度から協議結果を記録するように事務を改めました。 (措置済み) モニタリングチェックシートについては、モニタリングの効果を高めるために、チェック後の対応欄を設けるよう、所管課に周知を行う予定です。
14	文化国際課	経営状況に関する意見交換の実施頻度について	外郭団体の経営状況に関して、経営改善や方針転換を行うには適時に経営状況を把握し、必要に応じて協議を行うことが必要である。そのため、現在年に1回実施している法人全体の収支状況の把握についても実施頻度を増やし、外郭団体の経営状況をより適時に把握し、必要に応じて協議をすべきである。		外郭団体の経営状況をより適時に把握するために、指定管理業務に関するモニタリングとのバランスをとりながら、適時意見交換を実施する手法について検討してまいります。

(4) 社会福祉法人八尾市社会福祉協議会

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	H29.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
15	社会福祉協議会	社会福祉協議会独自の中長期計画の充実について	市と社会福祉協議会の中長期計画として、市地域福祉計画等が策定されているが、市と共同の中長期計画であるため、社会福祉協議会自身の将来像については明確になっていない部分がある。 社会福祉協議会独自の中長期計画の策定は、法人		社会福祉協議会の中長期計画については、市と一体的に策定している第3次八尾市地域福祉計画・地域福祉活動計画(後期)において明記しており、当該計画の進行管理を行うことで、本会が推

			<p>の将来の姿をめざすための計画であり、目標を掲げ、そこに向かって事業を展開していくためのものであり、羅針盤となるものである。また、法人職員においても動機づけになるものである。</p> <p>中期計画としては、①法人の設立目的や役割からどのような事業をどの程度の規模で実施するか、②計画を実現するにはどのような人員体制を整備するのか、③計画に基づいた法人の収支がどのようになるのか、についての記載が必要である。</p> <p>①実施事業の規模に関しては、社会福祉協議会は公共性と民間団体としての自主性を併せもつという性格を有しているため、その役割を踏まえた事業を展開することが求められる。例えば、小地域ネットワーク活動事業や自主性のある地域貢献事業並びに会員に密着した事業等をどの程度の規模で展開するか計画を充実させる必要がある。</p> <p>また、②人員体制の整備に関しては、計画事業を実施するための専門性を持った人材を確保することが求められる。専門性のある人材確保については職員採用計画を策定しているが、社会福祉協議会の年齢構成は30歳代以下に集中しており、特に40歳代以上の中堅幹部職員が不足している状態であり、不均衡な年齢構成が当面続く計画となっている。</p> <p>さらに、③法人の収支に関しては、市地域福祉計画等には、事業の実施回数や利用者数などの目標数値の記載はあるが、事業収支や法人全体の収支見込は記載されておらず、将来的にどのような財源を確保し、どのような収支で事業展開を図っていくのか不透明な部分がある。</p> <p>上記の3点を踏まえ、市と事業の収支や財源確保について協議しながら、社会福祉協議会独自の中期計画の充実を検討されたい。</p>		<p>進していく地域福祉の姿を描いています。</p> <p>なお、事業の実施規模や人員体制については、市の補助事業や受託事業との調整が必要のため、随時市と協議の上、検討しています。</p> <p>また、法人収支については、独自財源の確保に努めるべく検討を行っています。</p>
16	地域福祉政策課	補助金、委託料等の算定根拠について	<p>補助金、委託料等の算定において、市は9年前の府の要綱を人件費単価の算定根拠としているが、運営経費補助金といった人件費を直接補填するための補助金の算定根拠においては、適切な金額が給付されるように高い透明性が求められる。</p> <p>市は、決算資料等の入手により、社会福祉協議会の直近の人件費の状況を把握できる状況にあるため、最新のデータ(職員平均年収)を採用して、補助金、委託料等の金額を明瞭かつ厳密に算定すべきである。</p>		<p>人件費単価の見直し等に向け、社会福祉協議会の決算状況の把握や他市の状況の調査を進めています。</p>
17	地域福祉政策課	委託料の返還について	<p>補助金、委託料等とともに、市に実施内容が報告され、精算が行われており、余った予算は市に返還される。</p> <p>委託料の返還について、所管課は「運営費補助金</p>		<p>委託料の返還については、事業ごとに業務の性質や他市における同種の事業の契約内容等を分析し、返還する方式とするべきか検討を進めています。また、委託料の積算根拠となる人</p>

			<p>で市が人件費を負担しており、社会福祉協議会に対する支援が適切に行われるようにするため、委託料の精算を行っている」としているが、一定の金額で契約を締結していながら、委託料の精算が行われてしまうと、コスト削減を積極的に行おうとするインセンティブが生じないなど、事業運営の効率化や合理化につながらないおそれがある。</p> <p>契約金額の残額は、社会福祉協議会が当該委託事業を合理的かつ効率的に実施したことにより発生したものもあって考えられることから、そのような運営努力により生じた残額は社会福祉協議会の運営改善に使用すべきであり、一律に返還を求めるべきではない。しかし、「補助金、委託料等の算定根拠について」の項目で指摘したように、契約金額の算定は明瞭かつ厳密に行うことが前提となる。</p>		<p>件費単価や事業費等の積み上げ方の見直しに向け、社会福祉協議会の決算状況の把握や他市の状況の調査を合わせて進めています。</p>
18	地域福祉政策課	運営費補助金の算定について	<p>運営費補助金について、他の事業で確保した人件費を考慮したうえで、最低限必要な金額を算定しているとのことであるが、一方で社会福祉協議会は運営費積立金を52百万円積み立てており、一概に厳しい財政運営を強いられているとは断定できない状況である。</p> <p>社会福祉協議会によると、「運営費積立金は会員からの会費を原資としており、市費は投入されていない。積立金は、行政予算やサービス・制度だけでは手が届かない地域課題の解決に向けて、独自の地域貢献事業の展開などを行うために積み立てている」とのことではあるが、会費は一般的に、人件費等の運営費に充てるものとして会員から徴収するものである。また、運営費積立金については、その積立目的や使用計画を明確化することにより、取崩可能な部分が生じ、現在、運営費積立資産として確保されている資金においても人件費等の運営費に充当できる可能性がある。</p> <p>安定的な運営のために必要な補助を行うべきではあるが、「その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない」とする地方自治法第2条第14項の趣旨に則って行われるべきであり、単年度の収支だけでなく、積立金等財政状態の中味も吟味したうえで、適切な補助金額を算定すべきである。</p>		<p>運営費積立金については、社会福祉協議会の自主事業を拡大していく中で積み上げているものであり、運営費補助金の今後の支出については、当該法人と協議を行い、検討を進めているところです。</p>
19	地域福祉政策課	老人センターでの入浴事業の見直しについて	<p>老人センターでの入浴事業は、社会福祉会館の指定管理事業の一部として実施されているものであるが、事業実施状況について適宜モニタリングを実施し、当初の協定書に記載されている事業であっても、利用者目線あるいは3E(経済性、効率性、有効性)</p>		<p>当該事業の利用状況・運営状況について、指定管理者である社会福祉協議会に確認し、把握するとともに、今後の方向性について検討を進めています。</p>

			<p>の観点から検討を行うべきである。</p> <p>当該事業を存続させるのであれば、高齢者が対象であり、浴場という事故が生じやすい環境にあることから、不測の事態に備えて、看護師や介護士等専門職の配置を義務付けるべきである。</p> <p>あるいは、利用状況が悪化していることに加え、浴場施設が老朽化し、修繕に必要な部品も手に入れない状況であることから、事業の廃止も視野に検討されたい。</p>		
20	地域福祉政策課	情報公開資料と決算書の不整合について	<p>情報公開資料において、決算資料と不整合な点が見受けられた。</p> <p>市民や市議会に対して、外郭団体の運営状況・財政状態に関する正確な情報提供を実施し、外郭団体のあり方や必要性に関して適切な評価を行ってもらうため、情報公開資料については団体の決算資料等と整合するように作成すべきである。所管課においては、外郭団体の決算資料を的確に理解し、情報公開資料が求める情報が適切に記載されているかどうか確認して公表されたい。</p>		<p>決算資料との不整合については、現在定められている情報公開資料の様式が、社会福祉法人会計に対応した項目になっておらず、読み替えが困難であったことにも起因しており、現在、様式の一部変更等について、行政改革課と協議を進めており、今後は新たな様式により、適正な情報を記載し、公表するよういたします。</p>

(5) 公益社団法人八尾市シルバー人材センター

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	H29.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
21	シルバー人材センター 高齢介護課	事務所の整備に必要な資金の確保について	<p>シルバー人材センターは、経年劣化による事務所の老朽化が著しいこと、事業拡大とともに手狭になっていることから、建て替えを含めた整備を検討しており、「特定費用準備資金等取扱規程」に従い整備に必要な資金として平成27年度より5年間にわたり年間16,000千円ずつ計上する計画としているが、現状としては整備の方法や工事費総額、市との負担関係について決まっていない。</p> <p>整備の方法や市との負担関係についての市と協議をできるだけ早急に進めて、シルバー人材センターとして整備に必要な資金を計画的に確保するために、どれだけの資金の確保が必要なのかを見積もり、計画的に資金を計上していくべきである。</p>		<p>シルバー人材センターは、事務所建設準備資金積立資産として、平成27年度及び平成28年度の2年間で30,000千円計上していますが、整備に必要な資金を計画的に確保するため、整備の在り方や資金計画について市と協議を行いながら、引き続き、計画的な資金計上を行ってまいります。</p> <p>市としては、事務所の老朽化に伴う、建て替えを含めた整備の在り方について、シルバー人材センターが作成する資金計画等の内容を踏まえシルバー人材センターと協議を行ってまいります。</p>
22	シルバー人材センター	事業報告における事業の実施状況の開示について	<p>市や会員等の利害関係者へ各年度事業の実施状況を適切に報告するため、会員数、契約金額、就業率について年度ごとの数値目標の達成状況を事業報告で開示することを検討されたい。</p> <p>また、事業報告の「2. 主な行事の開催状況」については備考欄等に、参加者数を記載できる事業については、参加者数を記載することが望まれる。</p>		<p>事業報告の「2. 主な行事の開催状況」については、平成28年度分より、可能な範囲で備考欄に参加者数を記載いたしました。</p> <p>(措置済み)</p> <p>年度ごとの数値目標の達成状況については、平成29年度事業報告に記載する予定です。</p>
23	シルバー人材センター	理事会への監事の出席について	<p>監事2名のうち1名については、平成27年度に開催された4回の理事会のうち1回のみ出席となっており、平成26年度に開催された5回の理事会については一度も出席していない。</p> <p>「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」</p>		<p>理事の職務の執行を監査するという監事の役割に鑑み、監事2名の理事会への出席頻度が向上するように日程調整を行ってまいります。</p>

			第 101 条第 1 項では、「監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない」とされている。理事の職務の執行を監査するという監事の役割に鑑み、事業の実施状況等の適時のモニタリングを可能とするため、監事の理事会へ出席頻度を向上するよう日程調整等の対策を検討すべきである。	
24	高齢介護課	補助金のあり方について	<p>市は、「八尾市高齢者労働能力活用事業補助金交付要綱」に基づき、シルバー人材センター職員の人件費の約 70%相当の補助金をシルバー人材センターへ交付しており、その額は近年逡増している。</p> <p>シルバー人材センターの法的位置づけや役割があるとはいえ、市から独立した法人であり、会費や受取事務費などの自主財源があるので、シルバー人材センター職員の人件費についても可能な範囲で自主財源によって賄うことが求められる。</p> <p>シルバー人材センターの自立した運営を促進するため、シルバー人材センターの財政状態等を勘案し、補助割合など補助金の支給のあり方について継続的に検討を進めていくべきである。</p>	補助金の支給のあり方については、人件費に対する補助金割合のみによるのではなく、シルバー人材センターの独自事業や市の施策と連携した取り組みに対する支援の在り方などを考慮しながら、検討を行ってまいります。

(6) 八尾モール株式会社

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	H29.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
25	八尾モール産業政策課	空き店舗解消のための取組について	<p>八尾モールは、不動産会社に登録し、空き店舗利用者の募集を行っているが、八尾モール独自の空き店舗解消のための取組としては、店舗募集の張り紙を貼っている程度であり、継続的に一定程度の空き店舗が発生している。</p> <p>将来にわたり安定的な経営を継続していくためには、ホームページの作成及びその中での店舗募集や、近鉄八尾駅高架下商店街「ペントモール八尾」や市のホームページとの連携など会社独自としての空き店舗解消のための取組を検討することが望まれる。また、営業を専門に担当する職員の確保など、空き店舗解消のための人的な対策についても検討されたい。</p>		<p>第 43 期中(H28.10.1～H29.9.30)に、空き店舗の解消のための取組みとして、ホームページの作成を含め、テナント募集にあたっての広報の方法について決定し、取組みを実施する予定です。</p> <p>人的な対策については、営業の強化の面も含め経営の課題として捉え、中期計画の中で採用計画を策定するよう検討を行っております。</p>
26	八尾モール	中期計画の策定について	<p>現在中期計画を策定していないが、中期計画は中期的な運営の指針となるものであり、計画的に事業運営することが安定的な事業の継続に繋がる。</p> <p>今後、中長期的に必要な人材を確保することや、平成 27 年度決算において売上高 252,592 千円に対して預金 315,968 千円、国債 100,018 千円と多額に保有している資金等の活用方針を検討することで、安定的な事業の継続を実現するために、都市計画マスタープラン等の市街地活性化に関する施策と連携した中期計画を策定し、事業運営することが望まれる。</p>		<p>今後、安定的な事業の継続のために、第 43 期中(H28.10.1～H29.9.30)に、中期計画を策定する予定であり、現在、監査役を中心に策定の検討を行っているところです。</p>

			<p>特に資金等については、東南海地震の発生など不測の事態に備えて資金の準備は必要であると考えているとのことであるが、その活用方針を中期計画で明示することは、株主やテナント(賃借者)などの利害関係者への説明責任を果たすためにも有用であると考える。</p>		
27	八尾モール	事業計画書及び決算報告書の記載の充実について	<p>株主等の利害関係者に団体経営の計画及び実施状況を開示し、その理解を促進するという事業計画書及び決算報告書の趣旨に鑑みると、今まで以上の記載の充実を図る必要がある。</p> <p>事業計画書においては、当該年度における具体的な事業の実施計画や、空き店舗の減少数等の目標値を明確にするなど、その記載を充実させることを検討されたい。</p> <p>また、公開会社が「会社法施行規則」により事業報告への記載を要求される事項等を参考に、主要な事業内容、直前3事業年度の財産及び損益の状況、株式会社の株式に関する状況及び役員に関する事項などを記載することで決算報告書における記載を充実させることを検討されたい。</p> <p>さらに、事業計画書における計画の実施状況を明確にするため、決算報告書においては、事業計画書における計画値と対比して記載することを検討されたい。</p>		<p>事業計画書については、第44期分(H29.10.1～H30.9.30)の作成時に、具体的な事業の実施計画、空き店舗の減少数の目標値を記載し、内容の充実を行うよう検討を行っております。</p> <p>決算報告書については、第42期(H27.10.1～H28.9.30)決算より、株式会社の株式に関する状況及び役員に関する事項の記載を行うようにいたしました。また、第43期分(H28.10.1～H29.9.30)の決算より、直前3事業年度の財産及び損益の状況、事業計画書における計画値との対比を記載し、内容の充実を行う予定です。</p>
28	八尾モール	業務マニュアル及び職務分掌の作成について	<p>八尾モールの職員は長期勤続者が多いことから、業務マニュアル及び職務分掌は作成されていない。</p> <p>職員が少人数であるにも関わらず複数の業務を実施していることから、標準的な業務実施状況を確認するため、また、今後新たな職員の採用や人事異動を行った際にも適切な業務の実施を継続する必要があることから、業務マニュアル及び職務分掌の作成を検討すべきである。</p> <p>特に、会社経営にあたって重要となる延滞先の未収金管理については、滞納した場合の督促手続きなどの債権管理に関する業務マニュアルを作成することを検討されたい。</p>		<p>今後新たな職員の採用や人事異動を行った際に適切な業務の実施を継続するため、職務分掌については、平成29年3月に作成いたしました。業務マニュアルについては、債権管理に関するマニュアルを皮切りに、作成を順次進めていく予定です。</p>
29	八尾モール	退職給付引当金の取崩の処理について	<p>平成26年度における退職金の支払に伴う退職給付引当金の取崩が特別利益とされていた。</p> <p>退職給付引当金が将来の退職金の支払に備えて毎期費用処理しておく趣旨のものを鑑みると、退職金の支払に伴う退職給付引当金の取崩は過年度に費用処理済みの部分として、退職金の支払時に計上された販売費及び一般管理費の退職給与費と相殺して表示すべきものであった。今後退職金の支払に伴う退職給付引当金の取崩が発生した場合は適切な財務諸表の表示を実施されたい。</p>		<p>今後は、退職金の支払に伴う退職給付引当金の取崩は特別利益として計上しないこととする取り決めを行い、業務マニュアルに記載する予定です。</p>

30	八尾モール	注記及び附属明細書について	<p>注記や附属明細書は、財務諸表に関する有用な詳細情報を示すものであるため、「中小企業の会計に関する基本要領」で記載・作成することとされている。八尾モールは引当金の計上基準、減価償却累計額の金額及び株主資本等変動計算書に関する注記（決算期末における発行済株式数や配当金額等）について、適切に注記するとともに、附属明細書についても作成し、決算書に添付する必要がある。</p> <p>注記や附属明細書の具体的な記載方法については、「中小企業の会計に関する基本要領」における様式集を参考にされたい。</p>		<p>第 42 期(H27.10.1～H28.9.30)決算書の注記において、引当金の計上基準を記載するとともに、附属明細書を作成し、決算書に添付いたしました。また、第 43 期(H28.10.1～H29.9.30)決算書の注記においては、減価償却累計額の金額及び株主資本等変動計算書に関する注記を記載することとしております。</p>
----	-------	---------------	---	--	---

(7)一般社団法人八尾市観光協会

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	H29.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
31	観光協会	魅力的な独自事業の実施について	<p>市内の事業者が保有しているものも含め、市内の土地や自然といった観光資源(文化遺産等)を活かした法人独自のイベントの実施を、これまで以上に積極的に検討していくことが望まれる。検討のためには会員や市民へのアンケート等を実施し、イベントのニーズやアイデアを募集することが考えられる。</p> <p>また、独自事業の実施にあたっては、やおコミュニティ放送の観光PRに関する情報発信機能の活用など他の外郭団体との連携も検討されたい。</p>		<p>平成 29 年度においては、まずは八尾市観光振興プランに記載のある八尾探プログラムを提供してまいります。</p> <p>更に、観光協会の独自性をより発揮するために、会員や市民へのアンケート等を実施し、独自のイベントの充実を図り、市制 70 周年を迎える平成 30 年度にプログラムの提供を行うことをめざしております。</p>
32	観光協会	中期計画の策定について	<p>観光協会では、現在中期計画が策定されていないが、中期計画は中期的な運営の指針となるものであり、これに基づき計画的に事業運営することが安定的な事業の継続に繋がる。</p> <p>観光協会としての中期的な運営方針を明確化し、自立した団体運営を実現するために、会員数や観光案内所への来訪者数等の目標指標や、運営体制の強化のための人員計画等を定めた中期計画を策定し、これに基づいて事業運営することが望まれる。</p> <p>また、中期計画の策定にあたっては、「八尾市観光振興プラン」等の市の観光に関する施策との連携を図ることを検討されたい。</p>		<p>「八尾市観光振興プラン」の施策内容と連携した、会員数や観光案内所への来訪者数等の目標指標や、運営体制の強化のための人員計画等を定めた中期計画の策定に向けて、検討を進めております。</p>
33	産業政策課	補助対象経費の明確化と補助金の見直しについて	<p>市は観光協会へ、「一般社団法人八尾市観光協会補助金交付要綱」に基づき(1)協会職員の人件費、(2)事業費、(3)その他市長が必要と認めた経費を補助対象経費として補助割合 100%で補助金を交付しているが、交付要綱においては、補助対象経費の範囲が事業費及び運営費ごとに明確にされていない。</p> <p>今後の補助金のあり方を検討するために、交付要綱において事業費及び運営費ごとに補助対象経費</p>		<p>平成 29 年度の補助金については、会費収入見込額を補助対象経費額より控除した算定額を交付いたしました。</p> <p>(措置済み)</p> <p>また、事業費及び運営費ごとに補助対象経費の範囲を明確にするため、補助金交付要綱を改正することとしております。</p>

			<p>の範囲を明確にすることが必要である。これは事業費及び運営費ごとに必要な補助を行うとともに、将来的に会員数の増加や自主事業の増加による観光協会経営の安定化に伴い運営費の補助割合を見直すことで、自立的な経営を促すためである。</p> <p>また、現状として、毎年度会費による収入分程度の利益剰余金が増加している中で、人件費等の運営費について補助割合 100%で補助金を交付し続けることは疑問であるため、会費相当額を補助対象経費額より控除して交付額を算定することを検討されたい。</p>		
34	観光協会	業務マニュアルの作成について	<p>今後職員を増員した場合や、新たな職員へ業務を移行した際に適切な業務の実施を継続する必要があることから、業務マニュアルの作成を検討すべきである。</p> <p>特に、会員対応など重要な業務から優先順位をつけて、実際に実施している業務をマニュアルとして、体系的にとりまとめていくことを検討されたい。</p>		業務マニュアルについては、来所者対応(QA)マニュアル、がんばれ八尾応援寄附金フローマニュアル、庶務関係マニュアル等、優先順位の高いものから順に作成してまいります。
35	観光協会	委託契約の契約先事業者の選定について	<p>市観光協会季刊誌「Yaomania」の発刊委託業務について、法人設立当初より継続的に随意契約で同一事業者が発注されているが、随意契約は、競争入札やプロポーザルを実施した場合と比較し委託料が高額になっているおそれがある。</p> <p>そのため、大阪府の観光ネットワーク会議や他自治体との連携により、他市における同様の事業を実施している事業者及び委託料について情報収集を行い、委託額がそれらと比較し高額なものとなっていないか確認されたい。</p> <p>また、5年程度経過した際には競争入札やプロポーザルを実施するなど、将来的に事業者の選定方法の見直しを検討されたい。</p>		<p>大阪府の観光ネットワーク会議や近隣自治体における同様の事案、事例等、委託料を比較するための情報収集を行い、委託額が高額なものとなっていないか確認する予定です。</p> <p>また、「八尾市観光振興プラン」が平成 32 年度で終了することから、平成 33 年度からの新たなプランに合わせ、事業者の選定方法の見直しを検討してまいります。</p>
36	観光協会	預貯金の残高管理について	<p>預貯金については、会計規則で毎月1回預貯金の残高証明書と照合することとされているが、実際には年度末に1回実施しているのみである。</p> <p>会計規則に従い毎月1回の残高証明との照合を実施すべきであるが、残高証明の入手には手数料がかかるため、毎月の実施が現実的でないのであれば、月次の残高管理は通帳との照合にするなど、実情に合わせた会計規則に改定することも検討されたい。</p>		預貯金について、月次の残高管理は通帳と照合し、残高証明書との照合は年度末に1回実施することとし、それに合わせて会計規則を改定し、平成 29 年9月の理事会において、会計規則の改定案を上程する予定です。

(8)公益財団法人八尾市中小企業勤労者福祉サービスセンター

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	H29.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
37	共済センター	会員増加のための取組について	共済センターの自立的な経営の実現のためには、会員の拡大により自己収入である受取会費を増加させることが必要不可欠であるため、今後は八尾商工会議所と連携を強化することによる知名度の向上		福利厚生事業において、他市と比べて取扱チケットの種類や健康診断などの補助サービスが充実していることについてセンター職員全員の

			<p>や、営業を担当する職員の増強等により、これまで以上に会員増加のための取組を推進していく必要がある。</p> <p>福利厚生事業については、他市と比較し、会員が通常より安価に購入できる取扱チケットの種類が充実しているほか、健康診断の補助額という点からも補助サービスは充実しているとのことである。これらについて職員が情報共有することにより、共済センターの特色をアピールした営業活動に利用するなど、会員増加のための活動に当該情報を活用することを検討されたい。</p> <p>さらに、会員数が共済センター経営にあたり最も重要な指標であることに鑑み、事業計画等に明記したうえで、実績報告においてその達成状況を報告されることを検討されたい。</p>		<p>情報共有を図り、ホームページ・FMちゃお等の広報により、その特色をさらにアピールするよう周知を推進いたしました。</p> <p>会員数については、従来より事業報告書に記載しておりましたが、平成 29 年度からは、事業計画においても、事業所新規会員と従業員新規会員の獲得目標を記載いたしました。</p> <p>(措置済み)</p> <p>また、平成 29 年度中に新規開拓推進員を雇用するなどして、会員増加につながるよう取り組んでまいります。</p>
38	共済センター	事業活動の見直しのためのアンケート調査の実施と活用について	<p>安定的な運営のためには、新規の会員の獲得とともに現在の会員の維持を図る必要がある、そのためには常に現在の会員のニーズを把握し、事業の見直しを進めていく必要がある。</p> <p>現在の会員のニーズに合わせてサービスを向上するため、年に1回など、定期的に会員に対するアンケート調査を実施して、要望を把握し、事業活動の見直しに活用することを検討されたい。</p>		<p>従来より実施しているバスツアーの参加者に対するアンケート以外にもアンケート調査の実施を検討いたしました。調査や分析にかかる費用等を勘案し、会員のニーズを把握するための他の手法について検討を行いました。</p> <p>その結果、会員のニーズに合わせてサービスを向上するため、平成 29 年度中に、毎月全会員に配付している会報誌において、会員からの意見・要望を随時募集する旨記載することとし、ホームページ等から意見・要望をいただけるようにし、事業活動の見直しに活用してまいります。</p>
39	共済センター	事業報告書における記載の充実について	<p>市や会員等の利害関係者へ当年度の事業の実施状況についてより有用な情報を提供するため、事業報告書に記載している事業の実績件数、人数等のうち前年度比較ができるものについては、前年度比較で記載することを検討されたい。</p> <p>また、脳ドックの利用者数については、但書で人間ドックの中には脳ドックの利用者6名が含まれている旨を記載する等、その利用があったことを明確にすることが望まれる。</p>		<p>脳ドックの利用者数については、平成 28 年度事業報告書・決算書において、「(2)健康管理事業 ①人間ドック・健診の助成」において、人間ドックの利用者に重複利用者が含まれる旨、枠外に記載いたしました。</p> <p>(措置済み)</p> <p>理事会・評議員会においては、事業報告の際、事業の実績件数や人数等、前年度比較できるものについては口頭で前年度実績についても報告しておりましたが、より明確となるよう、平成 29 年度の事業報告時より、前年度の実績を記載した参考資料を合わせて配付してまいります。</p>
40	共済センター	理事会への事業実施状況の報告について	<p>現在は理事会の開催が定款の定めのとおり、予算承認時(3月)及び決算承認時(5月)のみであるが、業務執行の決定及び理事の職務の執行を監督するという理事会の役割を適切に果たすために、少なくとも半年に一度程度は理事会を開催し、計画された事業の実施状況について報告されたい。</p>		<p>半年に一度程度、理事会を開催し、計画された事業の進捗状況について報告することを検討いたしました。定例の理事会の回数を増やすことは困難であるため、平成 29 年度より、半年に一度を目途に理事会のメンバーに対して、財</p>

					務状況について文書での報告を行う予定です。
41	共済センター	正味財産増減計算書における補助金の区分について	補助金の実績報告における管理費は人件費と運営経費に区分されており、正味財産増減計算書において、この人件費部分を「管理費補助金」、運営経費部分を「事業管理費補助金」として計上しているため、正味財産増減計算書内で、不整合となっている。 正味財産増減計算書における補助金の区分については、補助対象経費のうち管理費に対する補助額を「管理費補助金」、事業費に対する補助額を「事業管理費補助金」とすることで、補助対象経費の管理費と事業費の区分との整合性を図るべきである。		正味財産増減計算書における補助金の区分については、平成 29 年度分より、「八尾市中小企業勤労者福祉共済事業補助金交付要綱」の規定に合わせて、補助対象経費のうち管理費に対する補助額を「管理費補助金」、事業費に対する補助額を「事業管理費補助金」とすることにより、補助対象経費の管理費と事業費の区分との整合性を図れるようにする予定です。
42	共済センター	永年在会慰労引当金計上額の見積について	永年在会慰労引当金の計上にあたっては、現在のように一定の仮定のもと引当金繰入額を見積もるのではなく、期末時点での引当金残高を見積もり、当該見積額と支給による取崩後の引当金残高との差額を繰入れる方法によるべきである。 引当金残高の見積方法としては、現在の在会状況から見込まれる将来の一定期間における支給予定額に過去の実績から予測される退会率を反映させる等共済センターの実態に見合った合理的な算定方法を検討されたい。		現在の在会状況から見込まれる将来の一定期間における支給予定額に過去の実績から予測される退会率を反映させるような算出方法を検討しているところです。

(9) 八尾シティネット株式会社

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	H29.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
43	八尾シティネット	中期計画の策定について	施設の老朽化が進行しており、今後の更新費用の増加が見込まれ、それに対応した収入の獲得も必要となるが、設立当初より料金改定は実施しておらず、また、職員の高齢化も進行していることから、今後自転車駐車場管理・運営業務を継続させていくためにも、中期計画の策定を検討すべきである。 計画の策定に当たっては、団体が課題として認識している人材育成、施設の老朽化、料金改定、自転車駐車場のICT化への対応方針について検討されたい。また、今後の市における交通計画も踏まえた効果的かつ効率的な中期計画を策定できるよう、所管課と協力することが望まれる。		施設の更新、執行体制(人員配置)、新たな投資計画等を盛り込んだ中期計画の策定に向けて、交通対策課と情報共有を図りながら、人材育成や施設の老朽化等への対応方針につき検討を進めているところです。
44	交通対策課	利用料金収入の検証手続について	指定管理者の業績に関して適切な評価を実施するという観点から、所管課は、指定管理者が作成した資料だけでなく、利用料金収入に関する根拠資料も閲覧すべきである。 なお、所管課が入手するJR久宝寺駅南自転車駐車場における管理月報は現地の利用状況管理システムから出力されるものと同一であることを確認している。一方で、志紀駅前自転車駐車場における管理月報は現場管理者の手作業で作成されたものであるため、領収書控等の収入の根拠資料まで定期的に		現場管理者の手作業で作成された月報等の根拠を確認するために、四半期に一度のモニタリング時に合わせ年 1 回程度、利用料金収入に関する資料の閲覧を平成 29 年度より行ってまいります。具体的には、7 月期又は 10 月期に行うモニタリングに合わせ、現地施設にて利用料金収入の記録及び領収書控の確認を行ってまいります。

			確認することを検討されたい。		
45	八尾シティネット	随意契約時の相見積の未実施について	<p>直営の近鉄山本駅中央自転車駐車場及び地下鉄八尾南駅自転車駐車場の管理業務を外部の事業者へ委託しているが、当該事業者との契約締結に関しては、近年では、相見積を実施せずに随意契約を実施している。</p> <p>平成 27 年度の損益計算書上の自転車駐車場管理業務に関する委託料は 106,383 千円であり、販売費及び一般管理費 293,568 千円に占める割合は 36.2%と最も大きくなっているため、委託料が高額になっていないかを検証することは重要と考えられる。</p> <p>したがって、他の自転車駐車場管理事業を実施している事業者及び委託料について情報収集を行うとともに、現在の委託料が他と比較し高額なものとなっていないか適時に相見積を入手すべきである。また、随意契約に関する規程の見直しも検討されたい。</p>		<p>随意契約に関する規程について見直しの検討を行いました。現行の規程が妥当であると判断いたしました。</p> <p>(監査の意見に対し検討を行った結果、法人としての判断により、対応方針を確定)</p> <p>今後、自転車駐車場の管理業務を外部委託する場合、委託内容や委託料等が妥当なものか情報収集を行うとともに、随意契約を実施する際は、適時に相見積を入手することといたします。</p>
46	八尾シティネット	固定資産の現物調査の必要性について	<p>自転車駐車場の設備や備品等有形固定資産の定期的な現物調査を実施しない場合、除売却や廃棄等により既に団体が所有していない資産が貸借対照表に計上されたままになり、資産が過大に表示されるおそれがあることから、実態を反映した適切な財務諸表を作成するために、定期的な現物調査を実施すべきである。具体的には、年に1回の各自転車駐車場の視察に併せて、固定資産台帳に基づき現物調査を実施することを検討されたい。</p>		<p>平成 29 年度より、各自転車駐車場の視察等の機会にあわせ、固定資産台帳に基づく現物調査を定期的実施することとしております。</p>
47	八尾シティネット 交通対策課	定期カード紛失時の再発行手数料の適正化について	<p>JR久宝寺駅南自転車駐車場の運営に関して、自転車駐車場利用のための定期カードの作成費用(購入単価)は 1,296 円、定期カード紛失者に対する再発行手数料は 1,000 円となっており、差額は八尾シティネットが負担しているとのことであるが、それは不合理であると考えられるため、再発行手数料の金額の見直しについて市と協議することを検討されたい。</p>		<p>現在発行している定期カードの裏面に「再発行代金は 1,000 円」と明記していることや、定期利用者が現在約 2,000 人であること等を踏まえ、利用者と指定管理者とが定期カードの再発行時に混乱が生じない手法を研究し、再発行手数料の円滑な変更が可能になるよう検討を行ってまいります。</p>

(10) 公益財団法人八尾体育振興会

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	H29.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
48	生涯学習スポーツ課	指定管理施設の業績評価方法及び評価結果の活用方法について	<p>施設の特性を考慮せずに評価を行うことは、評価の実効性を欠くこととなるため、総合体育館・山本球場・運動広場(4施設)・テニスコート(2施設)の管理運営にかかる業績評価については、これら8施設の中に収益性の高い施設と低い施設が含まれており、それらを一括して管理運営されている意義を踏まえ、収支については個別施設の状況を適切に把握しつつ8施設全体で評価する一方で、稼働率や施設の維持管理状況等については個別に評価する等、施設の特性に合った評価をすべきである。</p> <p>また、収益性の低い施設については、収益性改善</p>		<p>八尾市使用料・手数料等の見直しに関する基本方針に基づき、使用料が適正な価格となるよう条例を改正し、収益性の改善を図りました。</p> <p>(措置済み)</p> <p>また、平成 28 年度分の評価から、施設の特性に合った評価をするため、収支については個別施設の状況を適切に把握しつつ8施設全体で評価し、利用実績や施設の維持管理状況等に関する項目については個別に評価するよう改めることとしております。</p>

			に向けて今後の運営方針を検討する必要がある。		
--	--	--	------------------------	--	--

(11) 公益財団法人八尾市文化財調査研究会

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	H29.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H29.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
49	文化財課	外郭団体のあり方の再検討について	<p>外郭団体方式、市直営方式どちらにもメリット・デメリットがあるが、現状でも市の出捐割合は大きく、文化財調査研究会に対して指導的な役割を担っているため、今後のあり方については市が判断すべきものと思われる。</p> <p>しかし、判断根拠として市は歴史や文化財を保護していくための全体的な方針が必要となり、その中で文化財調査研究会のあり方を位置づけ、長期的な視野に立った判断を行うべきである。</p> <p>したがって、市は歴史や文化財を保護していくための基本的な方針を策定し、市独自の文化財保護行政のあり方を検討するとともに、文化財調査研究会のあり方を再検討すべきである。</p>		<p>市の歴史や文化財を市のまちづくりに活用していくための基本的な方針の策定を行う中で、市の文化財保護行政における文化財調査研究会の役割や位置づけの検討を行い、長期的な視野に立って組織のあり方の再検討を進めているところです。</p>
50	文化財調査研究会	文化財調査研究会における中期計画の策定について	<p>平成 27 年度末の文化財調査研究会の年齢構成は最も若い常勤職員が 40 歳代前半であり、主に 40 歳代、50 歳代の職員で構成されている。「常勤職員の新規採用が 20 年間ない」とのことであり、事業継続における大きな課題となっている。</p> <p>文化財調査研究会は独自に中期計画を策定することは難しいとしているが、市と協議しながら市の歴史や文化財を保護するための体制づくりを積極的に働きかけて、人員採用計画等も含めた中期計画を策定することを検討されたい。</p>		<p>文化財調査研究会が独自に中期計画を策定することは難しいため、市と協議しながら、市の歴史や文化財を保護するための文化財調査研究会の役割や体制を定め、人員採用計画等も含めた中期計画の策定について検討してまいります。</p>